

富士河口湖町

第 2 期健康のまちづくり計画



富士河口湖町

平成 25 年 3 月

「すべての町民が健やかで心豊かに生活でき、 元気あふれる富士河口湖町」をめざして



健やかで幸せに暮らし続けることは、誰もが願う共通の思いです。

我が国の平均寿命は、生活環境、食生活の改善、医療の進歩などにより飛躍的に伸び、今や世界有数の長寿国となっています。

一方で、生活習慣病が増加し、これに起因する寝たきりや認知症の増加が深刻な社会問題となっており、生涯を通じて健康でいきいきと暮らす、健康寿命を延ばしていくための取り組みが求められています。

健康な地域社会づくりを進めていくためには、一人ひとりが「自分の健康は自らづくり・守る」という自覚をもち、生涯を通じて健康づくりに取り組んでいくことが大切であり、さらに地域社会全体でこうした取り組みを支援していく体制づくりも大変重要です。

このため、富士河口湖町では、「健康のまちづくり条例」を制定し、「すべての町民が健やかで心豊かに生活でき、元気あふれる富士河口湖町」を実現するための計画として、平成 19 年に「第 1 期健康のまちづくり計画」を策定し、健康のまちづくりをすすめてきました。

それから 5 年以上が経過し、さらなる少子高齢化の進展や、国の医療制度の改革において生活習慣病対策が重要な柱の一つに位置付けられる等、社会情勢において様々な変化が生じてきています。そのため、現状に沿った効果的、効率的な計画となるよう第 1 期計画の見直しを行い「第 2 期健康のまちづくり計画」を策定しました。

本計画では、第 1 期計画と同様、「健康寿命の延伸」を大目標に掲げ、町民、地域、町が一体となった取り組みの方向性を示しています。

今後、本計画に基づき、町民の皆さまとの協働により「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりをすすめてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、健康のまちづくり審議委員会の委員の皆さまをはじめ、多くの貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

富士河口湖町長 渡 邊 凱 保

INDEX

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画について	1
(1) 趣旨	1
(2) 位置づけ	1
(3) 期間	1
2 計画策定の経緯	2
3 計画の推進体制	3
第2章 富士河口湖町の現状と第1期計画の状況	4
1 富士河口湖町の概況	4
(1) 人口	4
(2) 年齢3区分別人口	5
(3) 出生・死亡率	6
(4) 高齢化率	7
(5) 男女別平均寿命	8
(6) 世帯数	8
(7) 産業構造	9
2 健康に関する統計等	10
(1) 死亡原因	10
(2) 医療費の状況	11
(3) 特定健康診査・がん検診の受診状況	12
(4) ウォーキングの取り組み	13
3 アンケート調査の結果	14
(1) 調査の概要	14
(2) 健康に関する意識について	15
(3) 栄養・食生活について	18
(4) 身体活動・運動について	21
(5) 休養について	23
(6) 飲酒について	25
(7) 喫煙について	27
(8) 歯・口腔の健康について	30
(9) がん検診・特定健診の受診について	32
4 第1期計画の目標達成状況	34

第3章	第2期計画の基本的な考え方	38
1	第2期計画で目指すもの	38
2	ライフステージに応じた取り組み	41
第4章	具体的な取り組み内容と役割分担	42
1	疾病の予防	42
(1)	正しい知識の取得と予防のための実践	43
(2)	がん検診や健康診断の受診率の向上	45
2	生活習慣の改善	47
(1)	栄養・食生活	48
(2)	身体活動・運動	51
(3)	休養	53
(4)	飲酒	55
(5)	喫煙	57
(6)	歯・口腔の健康	60
3	地域に根付いた健康づくり	63
資料1	アンケートの実施状況	65
資料2	健康のまちづくり条例	67
資料3	委員名簿	70

第1章 計画策定にあたって

1 計画について

(1) 趣旨

町民の生活水準の向上や医療の進歩などにより、平均寿命が延びています。その一方で、がん、心臓病、脳卒中などの「生活習慣病」が増加し、高齢化に伴う「寝たきり」「認知症」などの介護の必要な方も増えています。このため、病気や介護による負担が極めて大きくなることが予想されます。

こうした背景の中で、町は平成17年4月に「健康のまちづくり条例」(以下、「条例」といいます。)を制定し、地域や関係団体と連携をとりながら、「すべての町民が健やかで心豊かに生活でき、元気あふれる富士河口湖町」を目指すこととしました。

条例で示した基本理念を実現するために、平成19年11月には、基本計画となる「健康のまちづくり計画」を策定し、基本計画に基づいて年度ごとに作成する実施計画によって、関連事業の推進を図ってきました。

しかし、計画策定から5年が経過し、国においては生活習慣病対策に重点をおいた医療制度改革等をふまえ、新しい健康増進に関する基本計画である健康日本21(第2次)が策定され、町においてもこの間、少子高齢化の進行、福祉需要の増大・多様化など、さまざまな変化が生じています。

そのため、町の現状を確認し、課題を明確化するなかで、条例の基本理念実現のための基本計画の見直しを行い、「富士河口湖町第2期健康のまちづくり計画」を策定することとしました。

(2) 位置づけ

この計画は、条例第6条の規定に基づく町民の健康づくり推進のための基本計画です。

また、「第1次富士河口湖町総合計画」(平成20年度～29年度)や、「地域福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「食育推進計画」など、町の他の関連計画との整合性にも留意しながら策定します。

(3) 期間

計画の期間は、平成25年度から平成27年度までの3年間とします。

2 計画策定の経緯

計画の策定にあたっては、条例第9条に基づいて設置されている「富士河口湖町健康のまちづくり審議委員会」において、5回にわたり、町の現状や抱えている課題、計画における取り組みの考え方等について議論を行いました。

また、それと並行して町民の方との意見交換会を開催し、健康づくりに関する意見をうかがいました。

図表 1-1 審議委員会の開催状況

第1回	平成24年6月29日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成23年度事業報告 ● 平成24年度事業計画 ● 健康のまちづくり計画策定について
第2回	平成24年9月4日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート調査の実施状況について ● 健康のまちづくり計画（現行計画）とその実施状況について ● 次期計画で検討すべき課題について
第3回	平成24年9月28日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート調査結果について ● 次期計画に向けての課題について
第4回	平成24年12月4日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで出された課題等の整理 ● 次期計画の考え方について
第5回	平成25年1月29日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画素案について <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成 ・ 推進体制 ・ 具体的な取り組み内容

図表 1-2 意見交換会の開催状況

第1回	平成24年10月19日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内小中学校の保護者22名 ● 小中学生及び成人の健康づくり等についての意見交換
第2回	平成24年10月25日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内各地区の老人クラブの代表18名 ● 高齢者を中心とした成人の健康づくり等についての意見交換
第3回	平成24年10月25日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児の保護者8名 ● 乳幼児とその保護者の健康づくり等についての意見交換

3 計画の推進体制

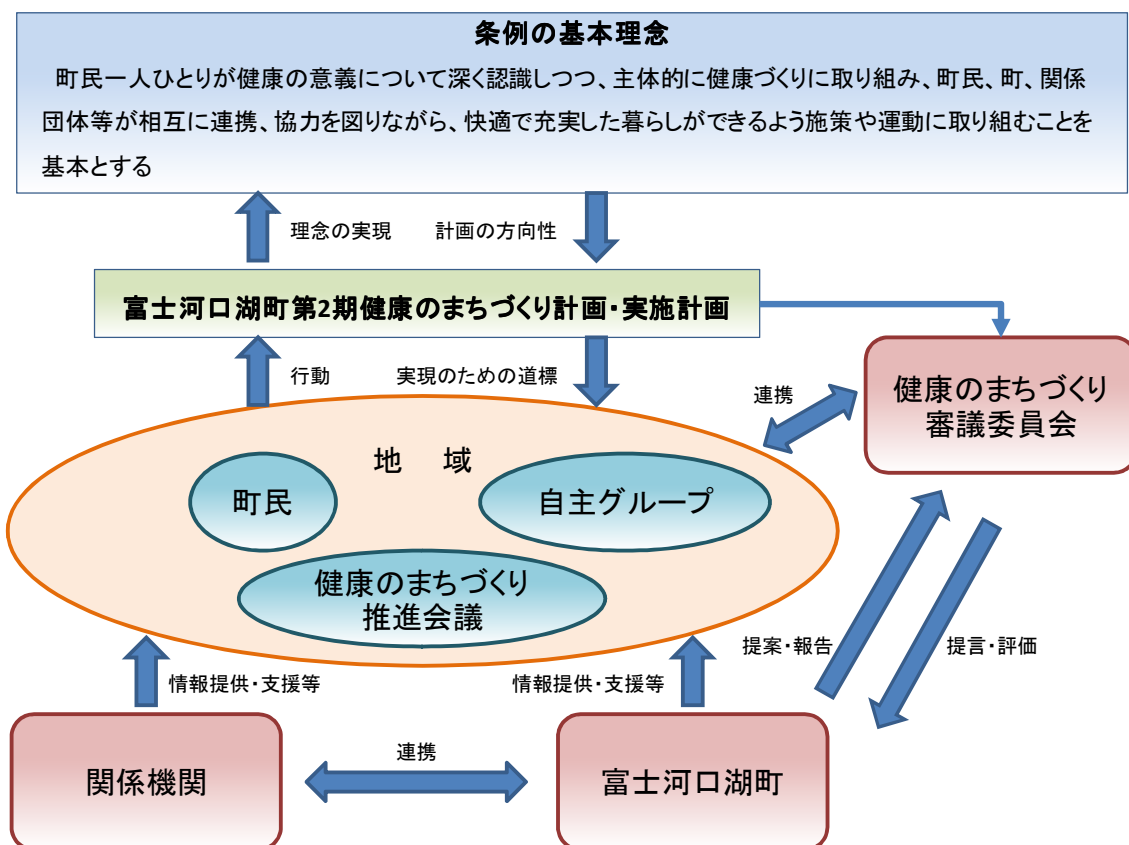
本計画の推進体制は、図表 1-3 のとおりです。

この計画は、条例の基本理念を実現するための基本計画となりますが、年度ごとに富士河口湖町で実施する具体的な事業等を整理した実施計画とともに、町民や地域で活動している自主グループにとっての道標となります。

それぞれの地域で、町民一人ひとりや自主グループがこの計画に沿って健康づくりのための行動をするとともに、富士河口湖町や関係機関は、各地域における健康のまちづくり推進会議等と連携しながら、それに必要となる情報の提供、支援を行います。

健康のまちづくり審議委員会は、年度ごとに富士河口湖町からその年度の実施計画の提案と前年度の実施状況の報告を受けて、この計画に沿って実施されているか、実施された結果としてどのような効果があったか等について調査し、提言や評価を行って、効率的で効果的な計画の実行を促します。

図表 1-3 計画の推進体制



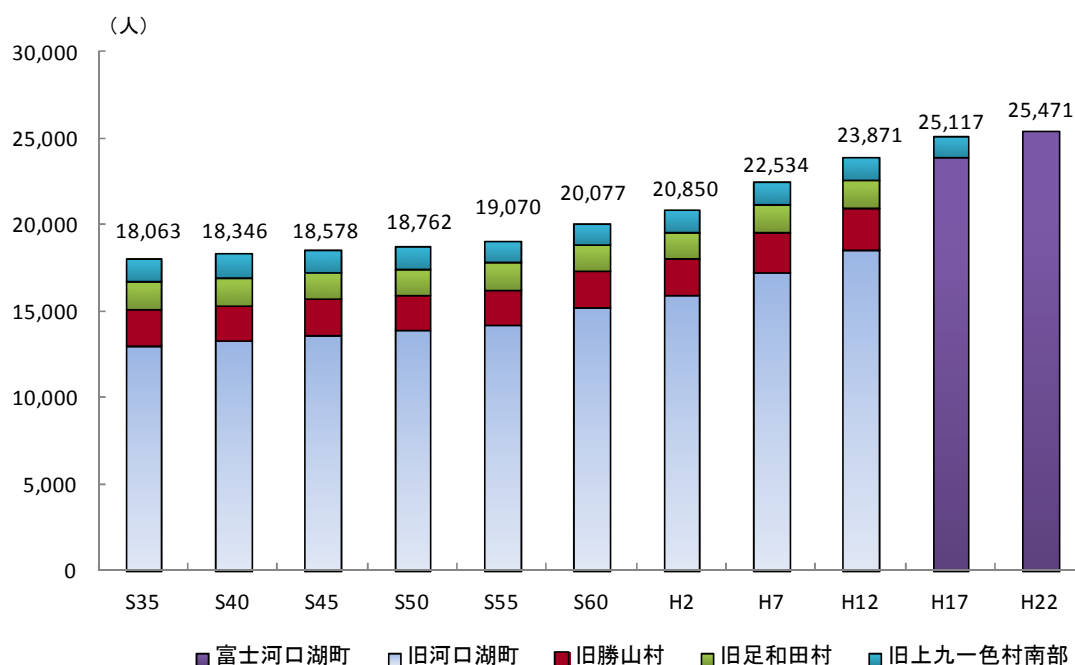
第2章 富士河口湖町の現状と第1期計画の状況

1 富士河口湖町の概況

(1) 人口

富士河口湖町の人口は、平成22年国勢調査によると25,471人で、県全体のおよそ2.9%を占めています。昭和35年からの推移をみると、7,408人増となっており、増加傾向は継続しています。

図表2-1 人口推移（旧上九一色村の精進・本栖・富士ヶ嶺地区を含む）

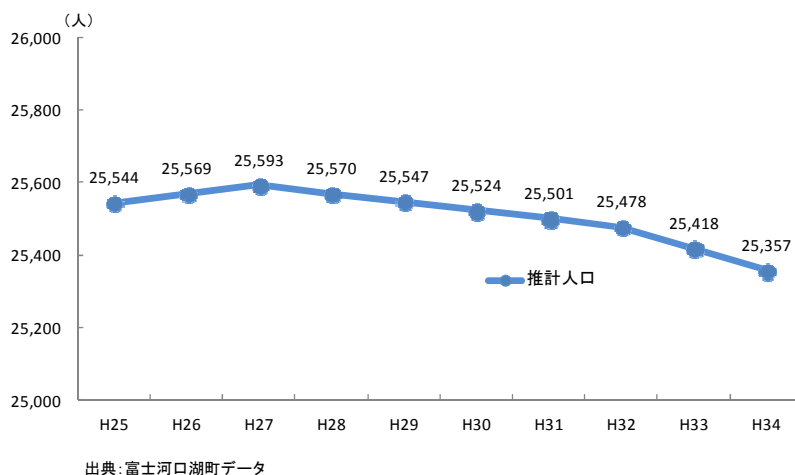


出典：国勢調査

注記：町村合併以前のデータは、旧町村の数値を合計したものです。

また、将来人口推計によると、平成27年の25,593人をピークに、その後は減少傾向が見込まれています。

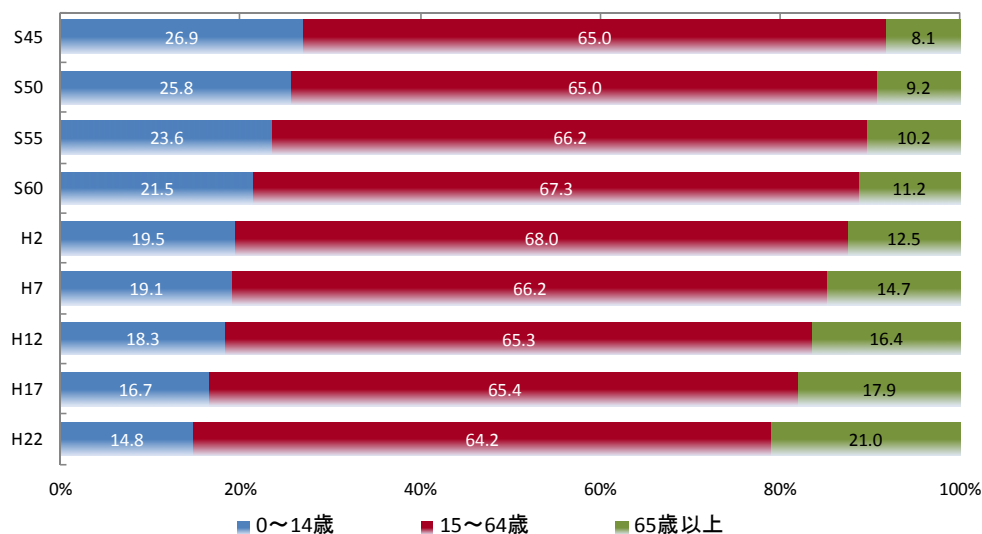
図表2-2 人口推計



(2) 年齢3区分別人口

富士河口湖町の年齢3区分別人口の構成比の推移をみると、昭和45年には「0～14歳」が26.9%、「65歳以上」が8.1%と、「0～14歳」の割合が上回っていたのに対し、平成17年には両者の割合が逆転し、平成22年にはその差が6.2ポイントまで拡大しています。このことから、富士河口湖町においても着実に少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

図表2-3 年齢3区分別人口の推移

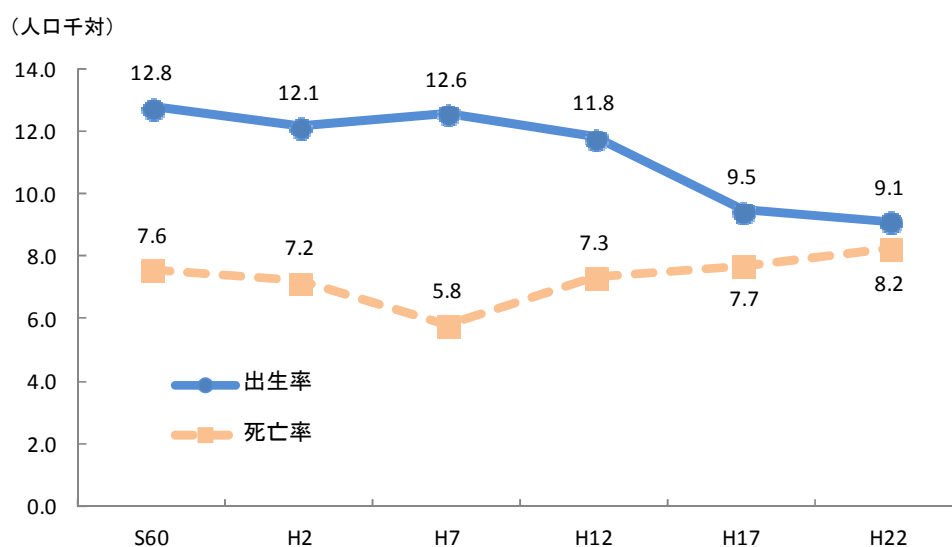


(3) 出生・死亡率

昭和60年からの出生率の推移をみると、平成17年に大きく減少し、平成22年には人口千人に対して9.1人となっています。

同様に死亡率の推移をみると、平成7年に一旦減少したものの、その後は増加に転じ、平成22年には人口千人に対して8.2人となっています。

図表2-4 出生・死亡率の推移



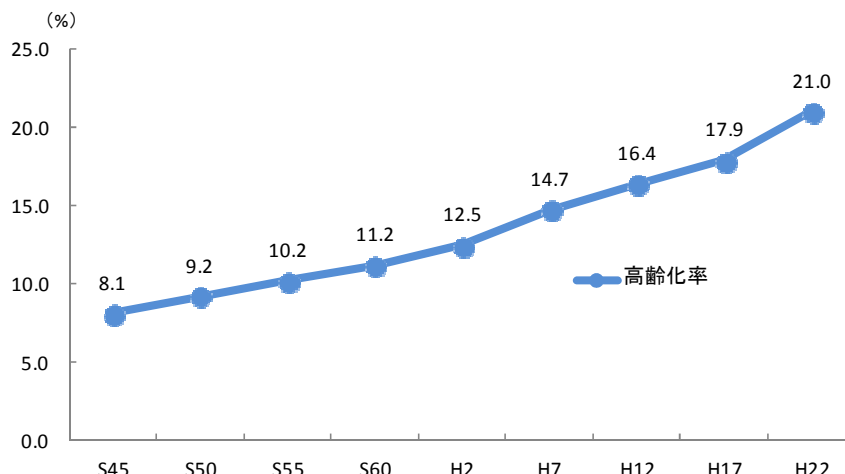
出典:人口動態統計(昭和60年から平成17年までの間は、分村合併のため旧上九一色村分を除く)



(4) 高齢化率

65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）をみると、昭和45年には8.1%でしたが、平成22年には21.0%と右肩上がりに増加しており、高齢化が着実に進行していることが分かります。

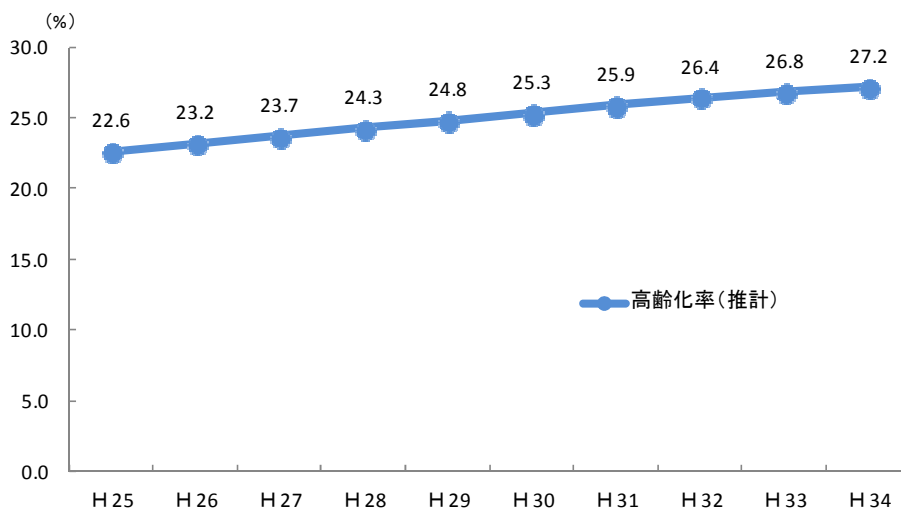
図表2-5 高齢化率の推移



出典：国勢調査（昭和45年から平成17年までの間は、分村合併のため旧上九一色村分を除く）

また、将来人口推計によると、今後も高齢化率は一貫して増加し、平成34年には27.2%まで上昇することが見込まれます。

図表2-6 高齢化率の推計

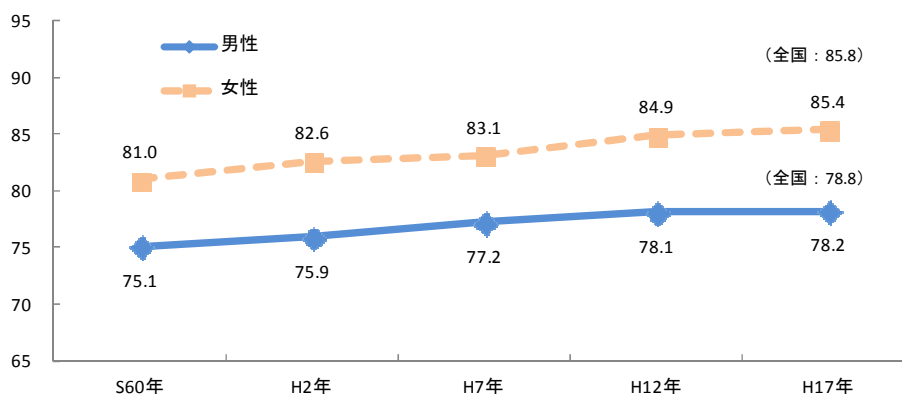


出典：富士河口湖町データ

(5) 男女別平均寿命

男女別平均寿命の推移をみると、男性、女性とも年々長寿となっています。また、全国的な傾向ですが、男性と女性では女性の平均寿命が上回っています。平成17年では、女性が男性に比べ7.2歳長寿となっています。

図表2-7 男女別平均寿命の推移



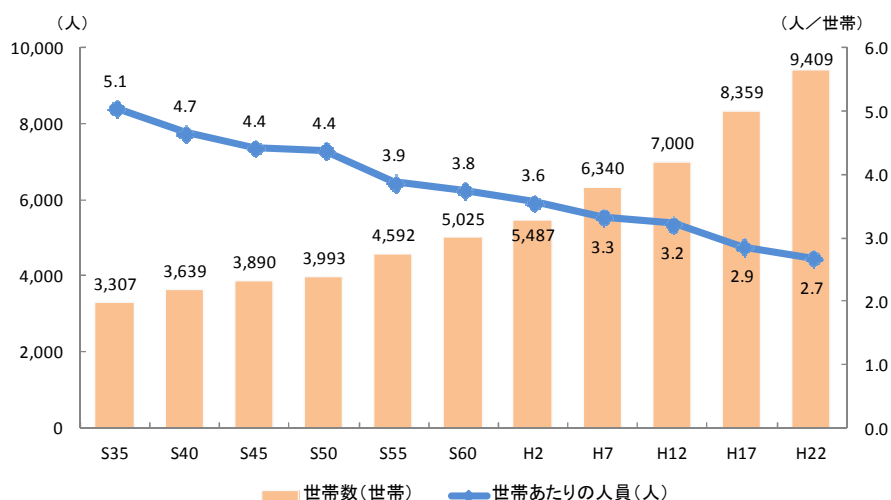
出典: 市町村別生命表

(6) 世帯数

富士河口湖町の世帯数は、昭和35年の3,307世帯から平成22年には9,409世帯と増加傾向が続いており、およそ2.8倍の増加となっています。

世帯の平均人員は、昭和35年には一世帯あたり5.1人の家族構成に対し、平成22年では2.7人にまで減少しています。このことから、町内世帯の核家族化や単身で生活する人々が増加していることがうかがえます。

図表2-8 世帯数及び平均世帯人員の推移

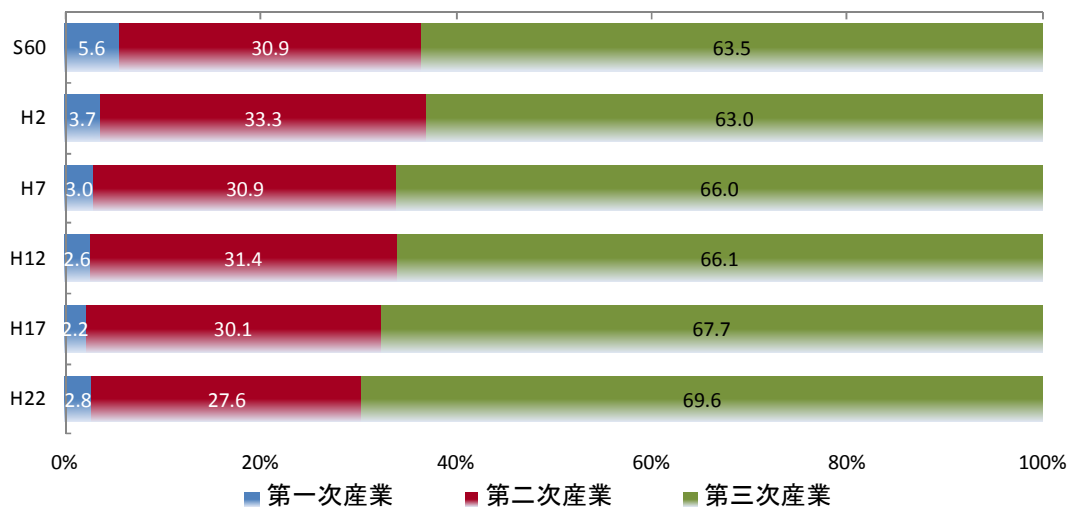


出典: 国勢調査

(7) 産業構造

産業別就業率の推移をみると、第三次産業の割合が増加傾向にあり、平成22年には7割程度と多数を占めています。

図表 2-9 産業別就業率の推移



出典：国勢調査（昭和60年から平成17年までの間は、分村合併のため旧上九一色村分を除く）

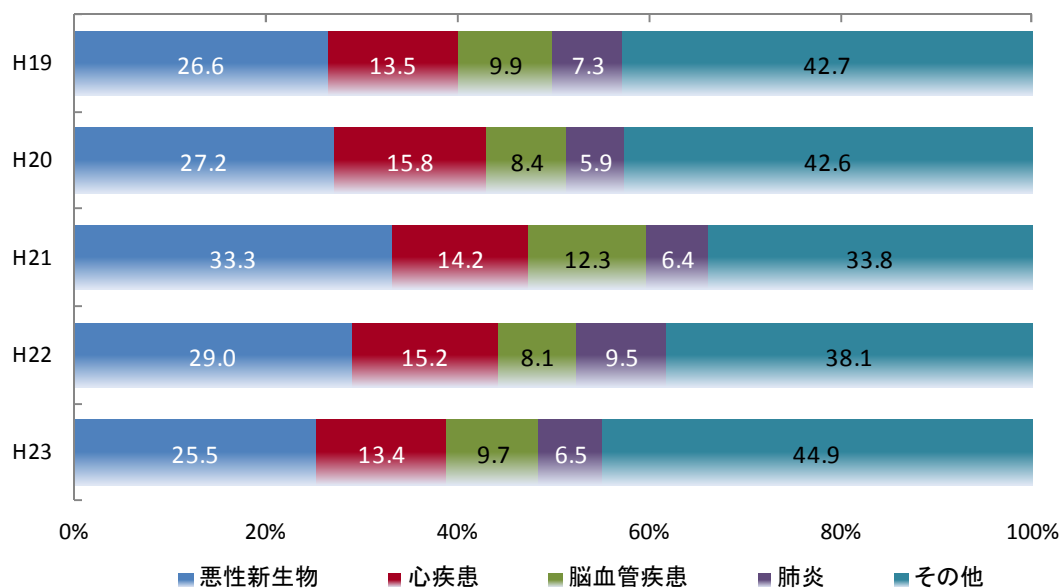


2 健康に関する統計等

(1) 死亡原因

「悪性新生物」「心疾患」「脳血管疾患」が日本の死因3大要因となっていますが、富士河口湖町でも同様の傾向を示しており、死因の約半数を占めています。

図表 2-10 3大死因及び肺炎死因の占める割合の年次推移



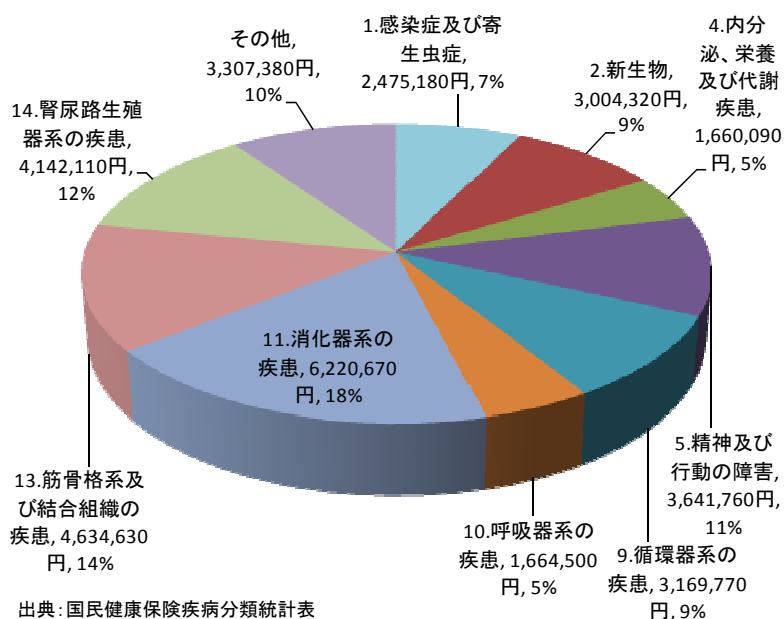
出典：人口動態統計

(2) 医療費の状況

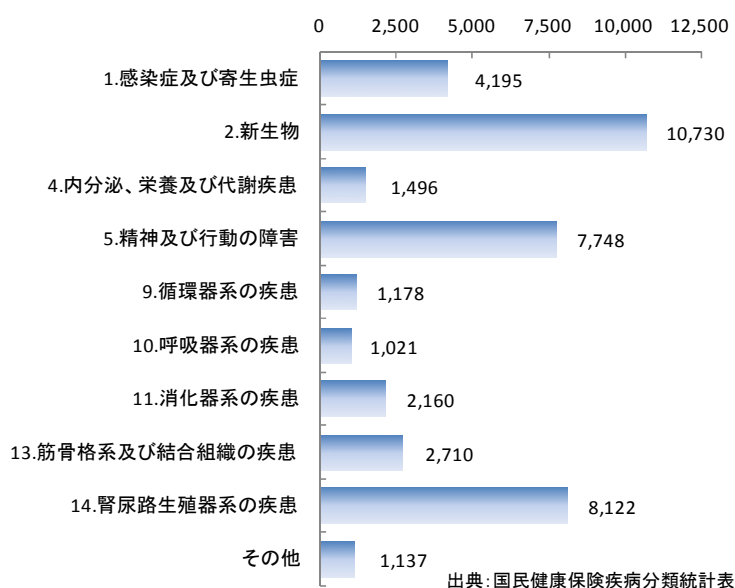
国民健康保険被保険者の傷病分類別受療傾向によると、平成23年5月における国民健康保険の医療費総額は、約3,400万円でした。そのうち、「消化器系の疾患」の占める比率が最も大きく18%を占め、「筋骨格系及び結合組織の疾患」(14%)、「腎尿路生殖器系の疾患」(12%)と続いています。

1件当たり点数から疾病分類ごとの重症度をみると、がんを含む「新生物」の重症度が非常に高くなっています。

図表2-11 国民健康保険被保険者の傷病分類別受療傾向



図表2-12 傷病分類別の1件当たり点数



(3) 特定健康診査・がん検診の受診状況

平成20年度から各健康保険者に義務付けられた「特定健康診査」（以下、「特定健診」といいます。）の受診率について、富士河口湖町国民健康保険の加入者では、全国平均（市町村国保分）を下回って推移しており、平成19年度に策定した、特定健康診査等実施計画の目標値に達していません。

特定健診のなかで、がんや心筋梗塞などの生活習慣病のリスクが高い人を対象に実施する特定保健指導の実施率は、全国平均を上回って推移しており、年度によっては目標値を上回った実施率となっています。

図表2-13 特定健康診査の実施状況

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
目標値（富士河口湖町）	20.0%	30.0%	40.0%	50.0%	65.0%
実績値（富士河口湖町）	29.0%	28.8%	28.1%	30.3%	—
実績値（全国・市町村国保）	30.9%	31.4%	32.0%	—	—

図表2-14 特定保健指導の実施状況

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
目標値（富士河口湖町）	20.0%	25.0%	30.0%	35.0%	45.0%
実績値（富士河口湖町）	23.1%	49.5%	36.3%	32.4%	—
実績値（全国・市町村国保）	14.1%	19.5%	20.9%	—	—

「がん検診受診率」を見ると、胃がんや大腸がん等は山梨県全体を上回っていますが、その他のがん検診については下回っています。また、全てのがんについて、目標値である50%には達していない状態です。

図表2-15 がん検診の受診率

	肺がん	胃がん	肝がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
富士河口湖町	30.5%	20.6%	30.6%	29.7%	16.7%	31.5%
山梨県	36.1%	15.8%	36.1%	27.4%	19.5%	25.7%

※富士河口湖町はH23、山梨県はH22のデータ

(4) ウォーキングの取り組み

町民スポーツであるウォーキングについて、町で行ったウォーキング大会への参加者数は、平成23年度は年間で537人でした。ピークとなった平成20年度の891人から減少傾向となっています。

図表2-16 ウォーキング大会参加者数

	H19	H20	H21	H22	H23
参加者数	815人	891人	408人	605人	537人



3 アンケート調査の結果

本計画を策定するにあたって、町民の健康意識や健康管理の状況、生活習慣の実態、行政等のサービスに関する意見などを把握するため、平成24年8月～9月にかけてアンケート調査を実施しました。

(1) 調査の概要

住民アンケートは、富士河口湖町の町民を、乳幼児（保護者が回答）、小学生（児童）、中学生から20歳未満、成人の階層に分けて実施しました。

乳幼児（3歳～6歳）、小学生及び中学生は、町内居住者で町内の保育所や小学校、中学校に通園、通学している幼児、児童、生徒に対し、各保育所及び学校経由で配布・回収を行いました。その他の階層に対しては、郵送による配布・回収を行いました。

図表2-17 対象者別の回収状況

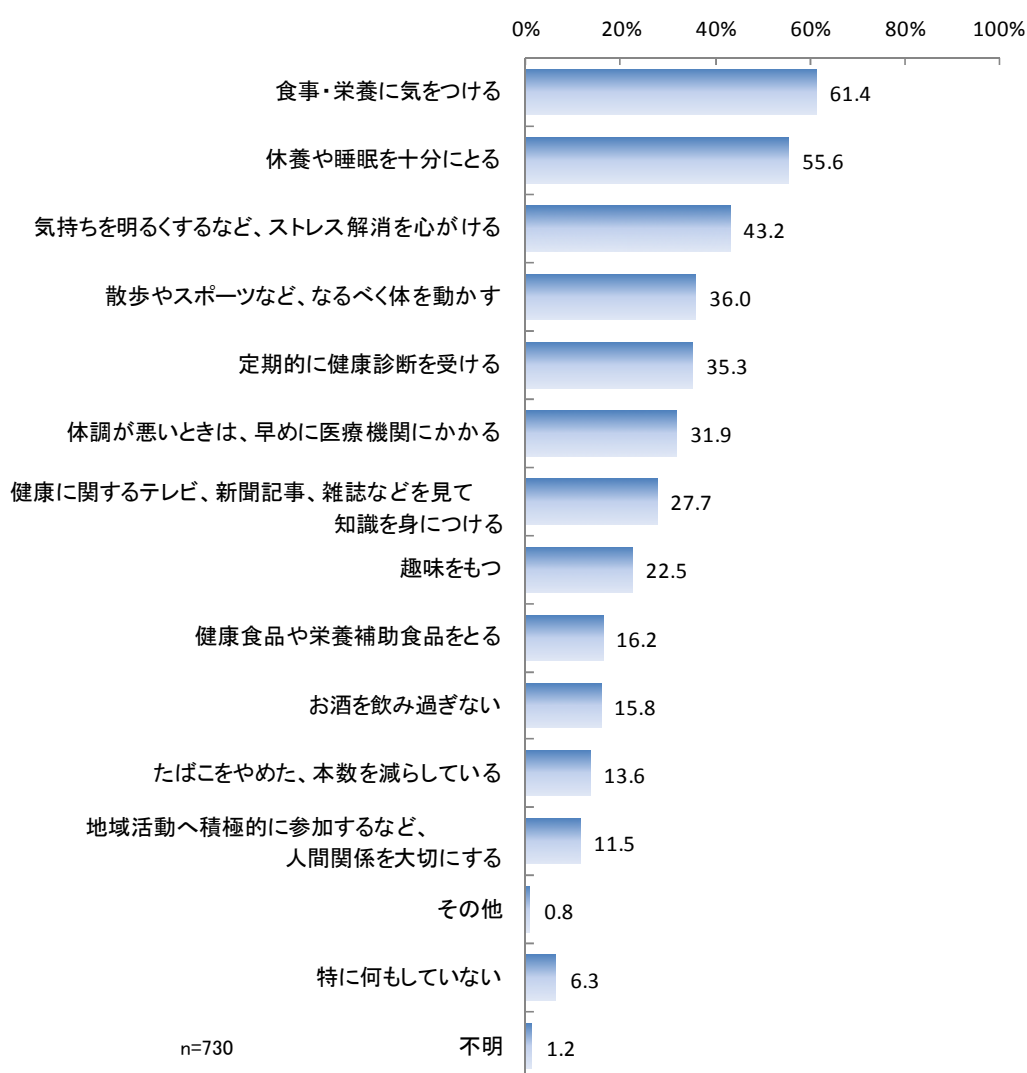
対象	送付数	回収数	回収率	備考
乳幼児				
（3歳未満）	300人	159人	53.0%	郵送
（3歳～6歳）	522人	429人	82.2%	保育所経由
児童（小学生）	721人	693人	96.1%	小学校経由
生徒等				
（中学生）	903人	863人	95.6%	中学校経由
（高校生等）	150人	39人	26.0%	郵送
成人	2,000人	730人	36.5%	郵送
合計	4,596人	2,913人	63.4%	

(2) 健康に関する意識について

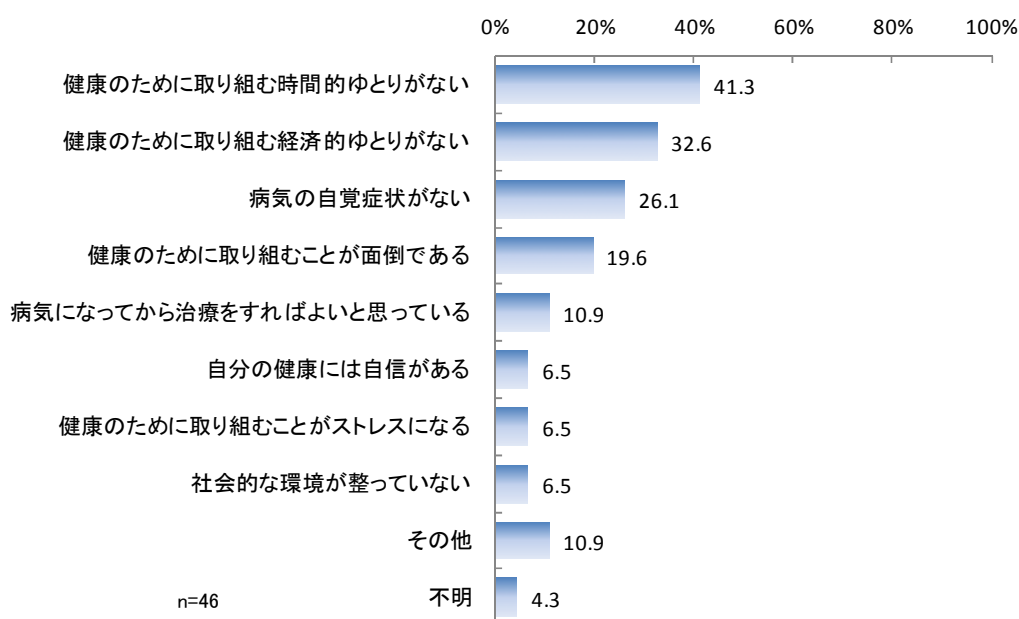
健康のために行っていることとして、「食事・栄養に気をつける」が61.4%と最も多く、「休養や睡眠を十分にとる」(55.6%)、「気持ちを明るくするなど、ストレス解消を心がける」(43.2%)が続いています。

一方、「特に何もしていない」との回答は、6.3%でした。その理由としては、時間的ゆとりや経済的ゆとり、必要性を感じない、といった回答があげられています。

図表2-18 健康のために行っていること

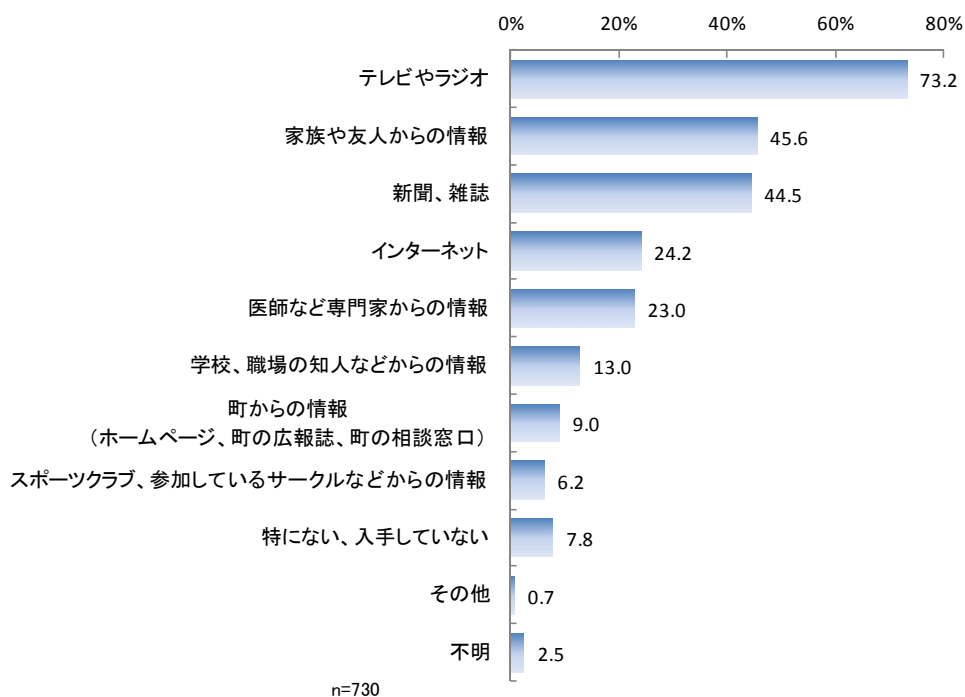


図表 2-19 特に何もしていない理由



健康づくりに関する情報の主な入手先としては、「テレビやラジオ」(73.2%)、「家族や友人からの情報」(45.6%)、「新聞、雑誌」(44.5%)などで割合が高く、「町からの情報」は9.0%でした。

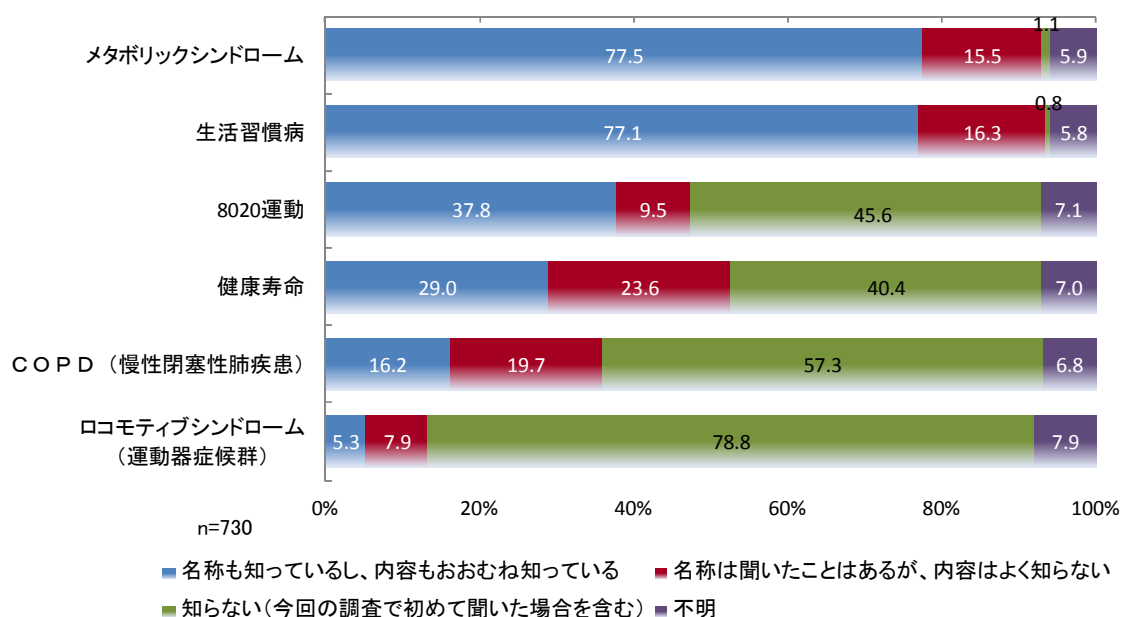
図表 2-20 健康づくりに関する情報の入手先



健康づくりに関連する言葉を知っているかの質問について、「メタボリックシンドローム」(77.5%)や「生活習慣病」(77.1%)については、多くの方が内容まで知っていました。

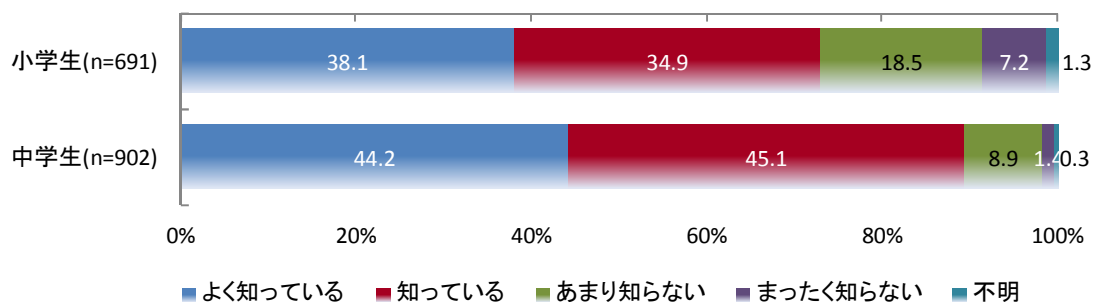
しかし、「COPD(慢性閉塞性肺疾患)」(16.2%)、「ロコモティブシンドローム(運動器症候群)」(5.3%)については、内容まで知っている方は少なく、ほとんどの方が内容までは知らないと回答しています。

図表 2-2 1 健康づくりに関連する言葉の認知度



心身の健康と生活習慣の関連について、「よく知っている」、「知っている」と回答した割合は、中学生で 89.3%、小学生でも 73.0%でした。

図表 2-2 2 心身の健康と生活習慣の関連



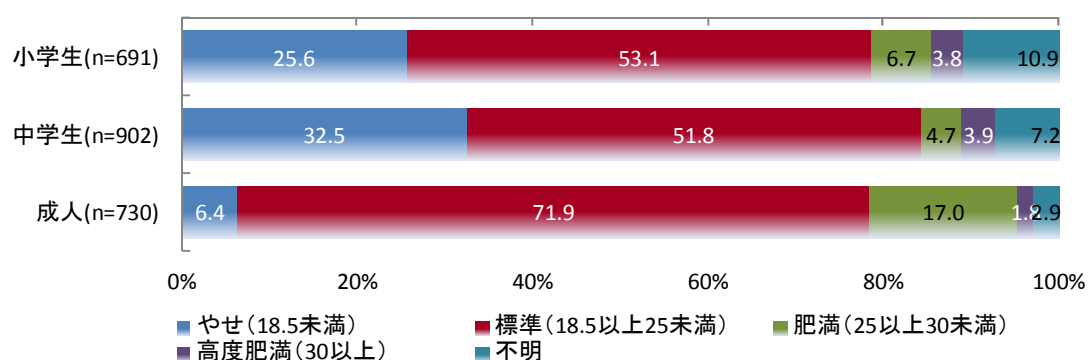
(3) 栄養・食生活について

回答者の身長、体重から「BMI（ボディマス指数）」（小中学生についてはローレル指数）を算出すると、成人では「標準」が71.9%と多数を占めています。小中学生は成長期であるため、個人差もありますが、半数以上はローレル指数で標準とされる範囲内です。

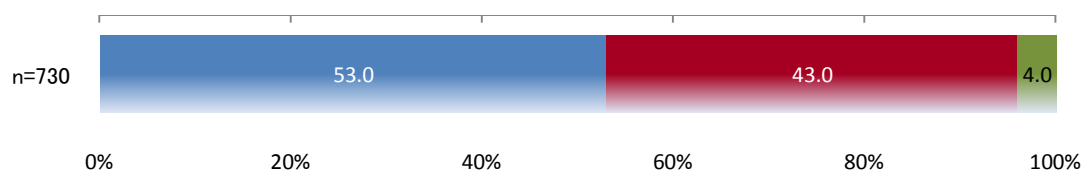
一方、成人でBMI指数が25以上の「肥満」、「高度肥満」は18.2%でした。

また、適正体重を知っている人は、成人で約半数を占め、43.0%の人は適正体重を知りませんでした。

図表2-23 BMI・ローレル指数の状況



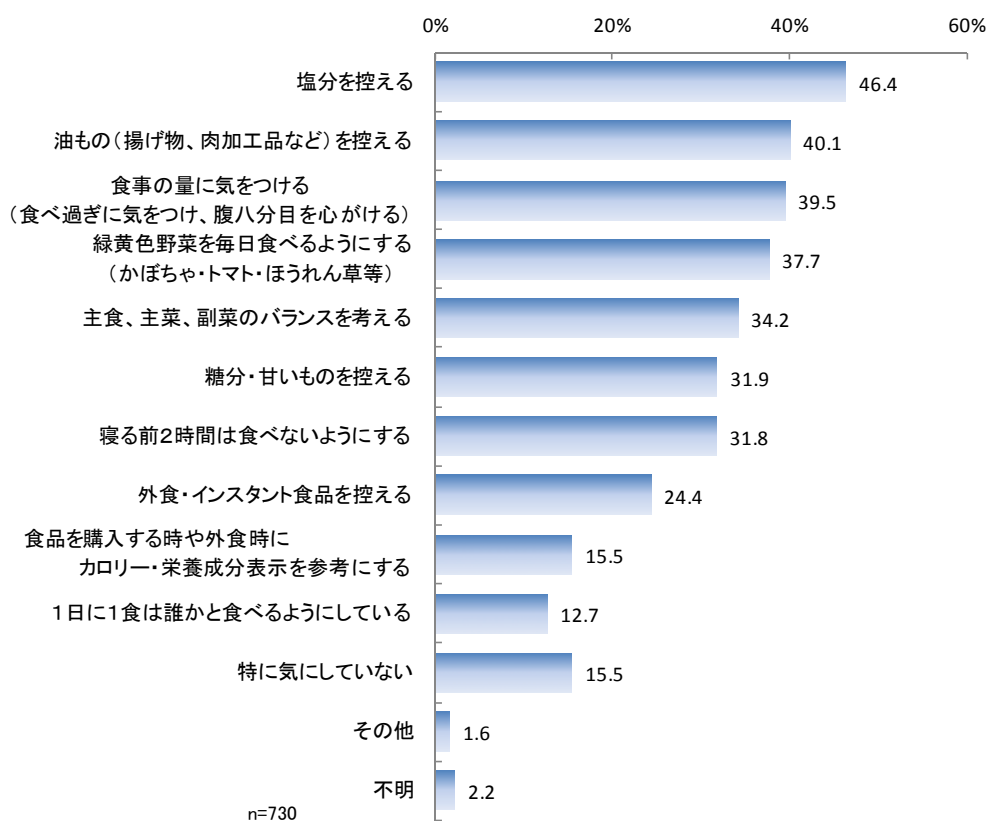
図表2-24 適正体重を知っている人の割合



日ごろの食事でお気をつけていることについては、「塩分を控える」が46.4%と最も多く、その他の項目についても30%から40%の人がお気をつけていると回答しています。

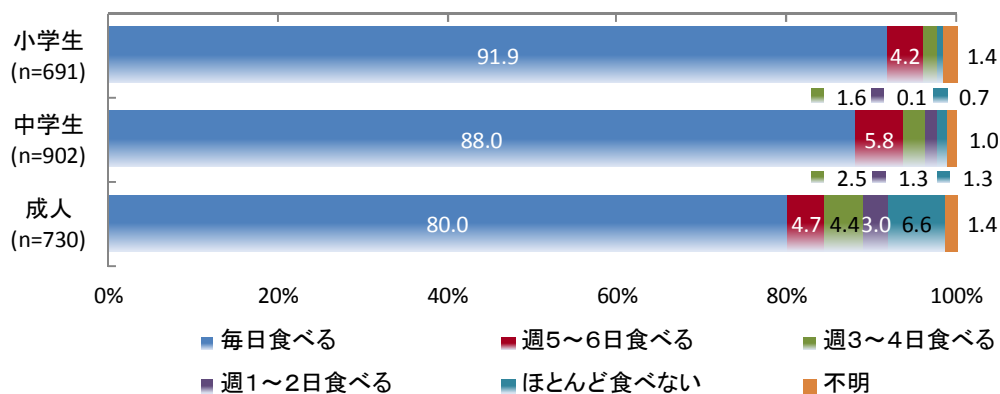
「食品を購入する時や外食時にカロリー・栄養成分表示を参考にする」と回答した人は15.5%でした。

図表2-25 日頃の食事でお気をつけていること



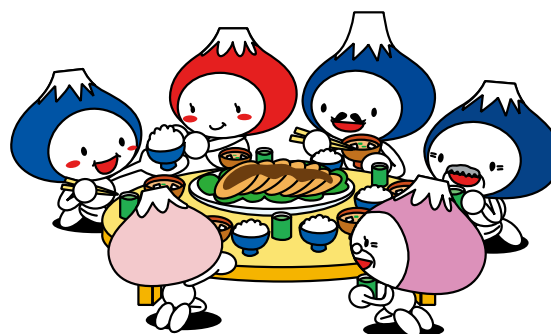
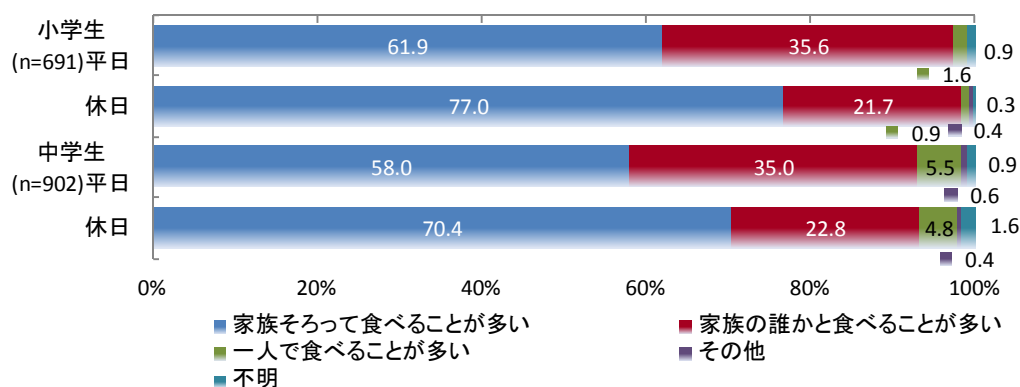
朝食を毎日食べる人は、小学生では 91.9%でしたが、中学生では 88.0%となり、成人では 80.0%でした。

図表 2-26 朝食を食べる頻度



小学生と中学生に、家族と一緒に食事をする頻度を尋ねたところ、平日は約 60%、休日は約 70%が家族そろって食事をしていました。家族の誰かと食べる場合を含めると 90%以上が家族と食事をしています。しかし、中学生で一人で食べる人が多いという回答が、約 5%ありました。

図表 2-27 家族と一緒に食事をする頻度

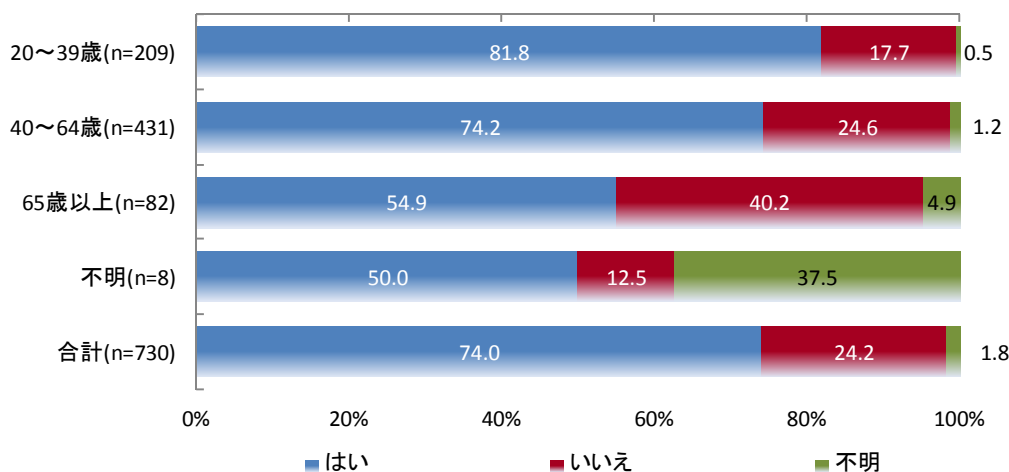


(4) 身体活動・運動について

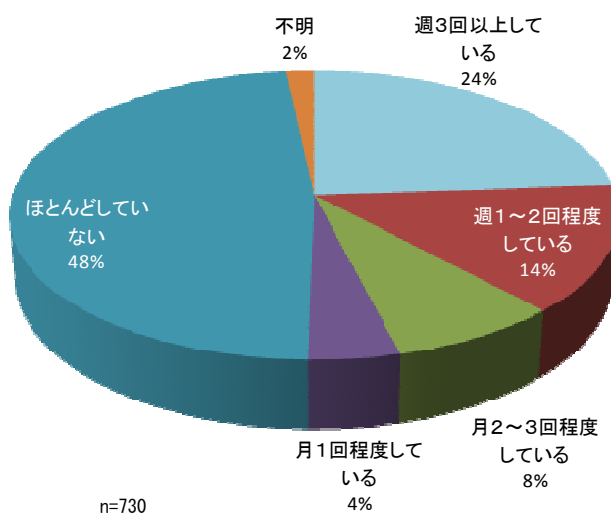
成人全体で運動不足を感じている人は、74.0%でした。年齢別にみると、特に「20～39歳」で運動不足を感じている人の割合が高く、81.8%が運動不足を感じています。高齢者では、40.2%は運動不足を感じていませんでした。

1日30分以上の運動を週3回以上しているという回答は、23.8%でした。前回の調査の19.4%からは増加しています。

図表2-28 運動不足を感じている人の割合

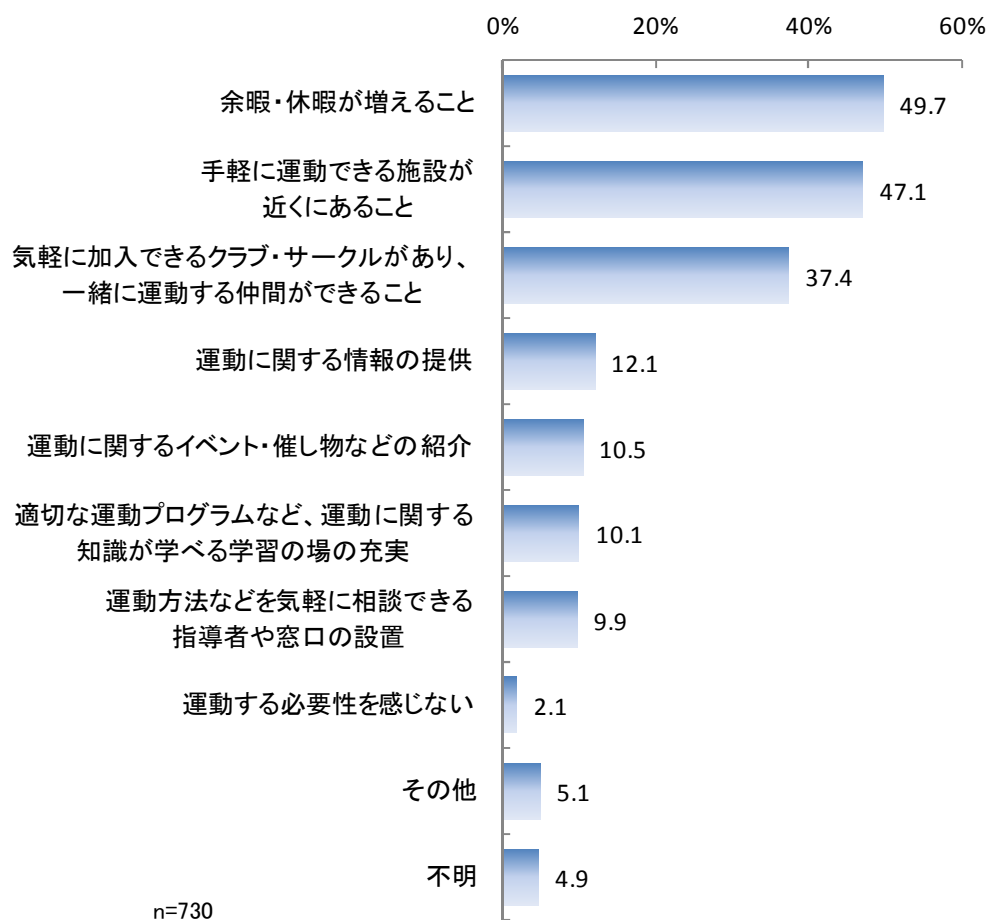


図表2-29 1日30分以上の運動の頻度



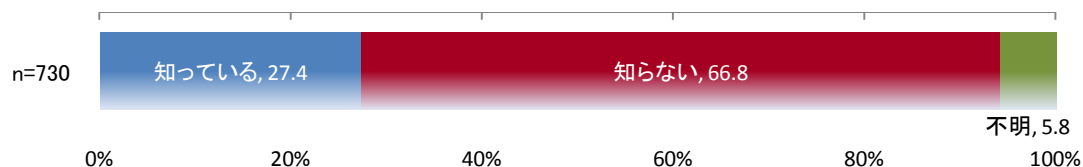
どのようになれば運動に取り組めるようになるかの質問に対して回答率が高かったのは、時間と身近な施設、仲間という3点でした。

図表 2-30 運動に取り組めるようになるきっかけ



富士河口湖町では、町民スポーツをウォーキングと定めていますが、それを知っているのは27.4%でした。

図表 2-31 町民スポーツ「ウォーキング」の認知度

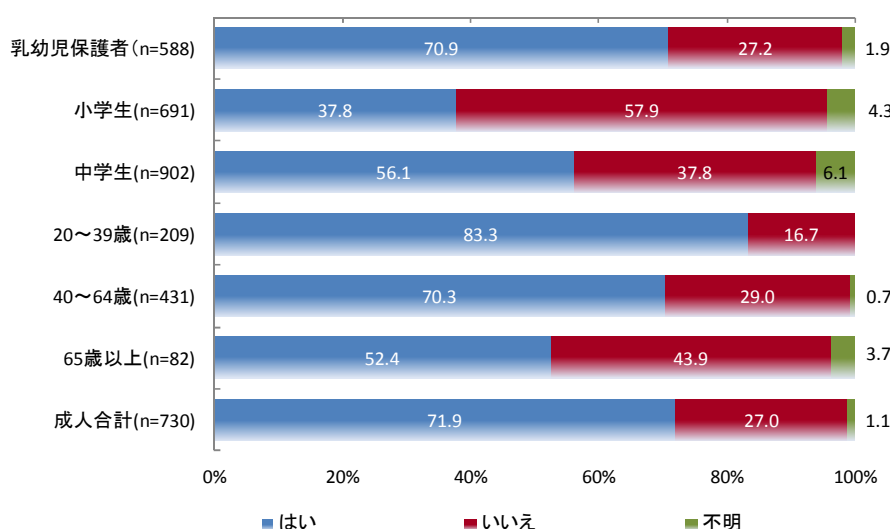


(5) 休養について

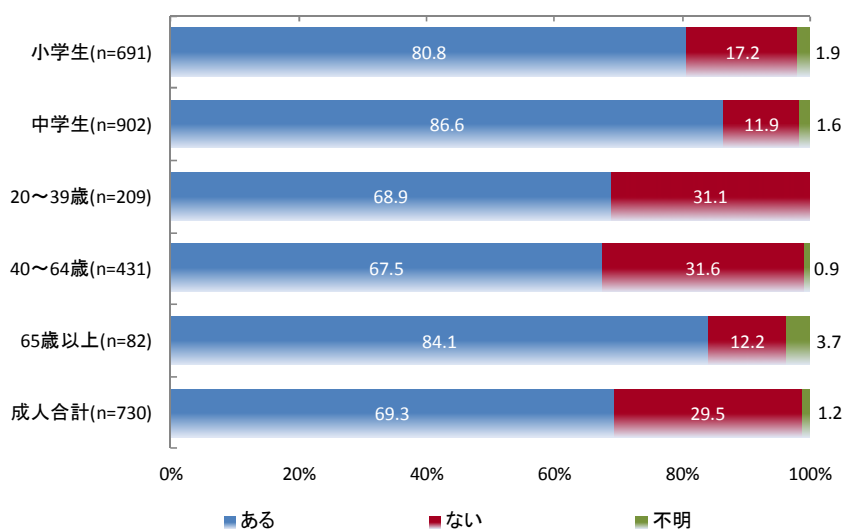
年齢別にストレスを感じている人の割合を比較すると、小学生では37.8%ですが、20歳から39歳にかけて上昇し83.3%に達しています。その後は下落し、高齢者では52.4%でした。乳幼児の保護者は、70.9%で成人全体とほぼ同じ割合でした。

多くの方は、ストレスを解消できていますが、ストレスの多い20歳から39歳や40歳から64歳では、十分に解消できない人がいます。

図表2-32 ストレスを感じている人の割合

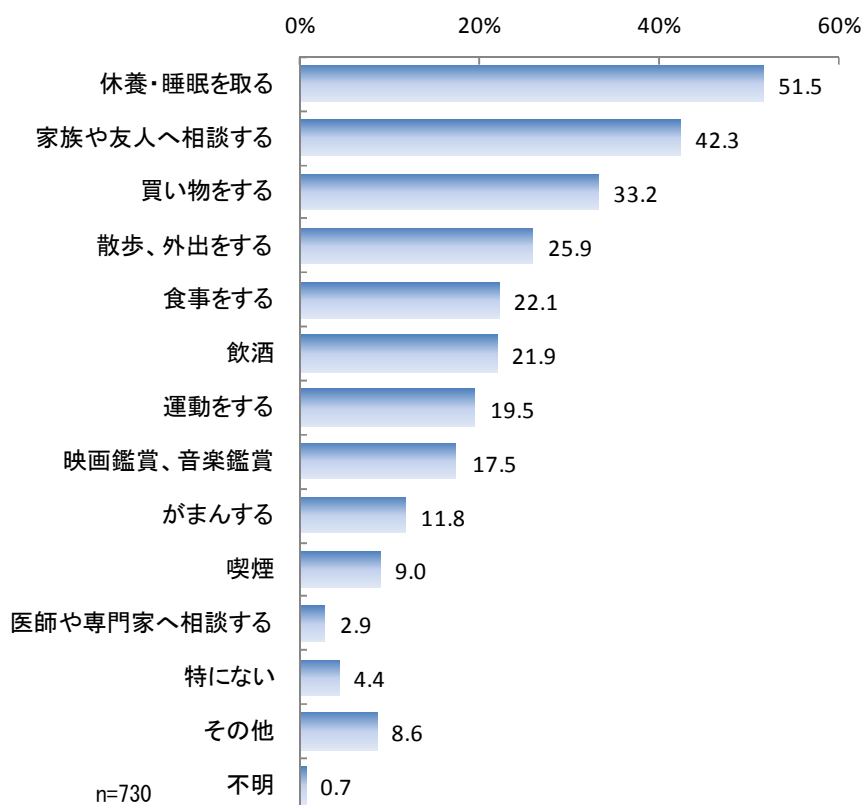


図表2-33 ストレスの解消方法の有無



ストレス解消方法としては、「休養・睡眠を取る」が51.5%と最も多く、次いで「家族や友人へ相談する」(42.3%)、「買い物をする」(33.2%)などとなっています。

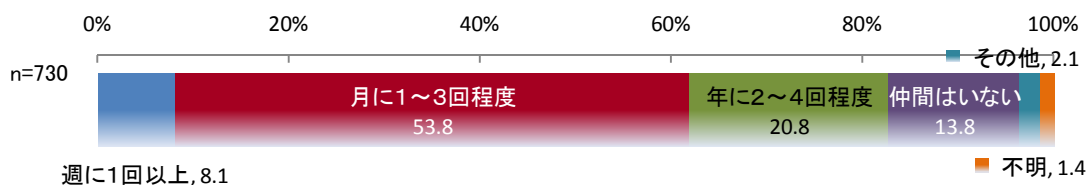
図表2-34 ストレスの解消方法



趣味や無尽などを一緒に楽しむ仲間とどれくらいの頻度で集まるかについては、「月に1~3回程度」が53.8%と最も多く、次いで「年に2~4回程度」(20.8%)で、80%以上の方が年に数回集まる機会を持っています。

その一方で、13.8%の方が「趣味などを楽しむ仲間はいない」と回答しています。

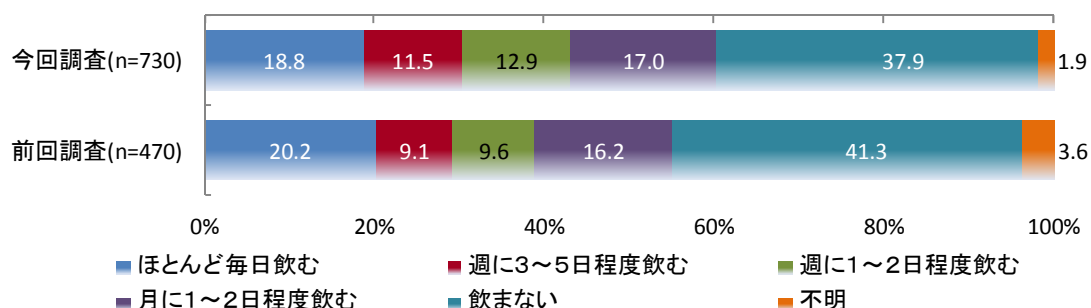
図表2-35 趣味や無尽などの仲間と集まる頻度



(6) 飲酒について

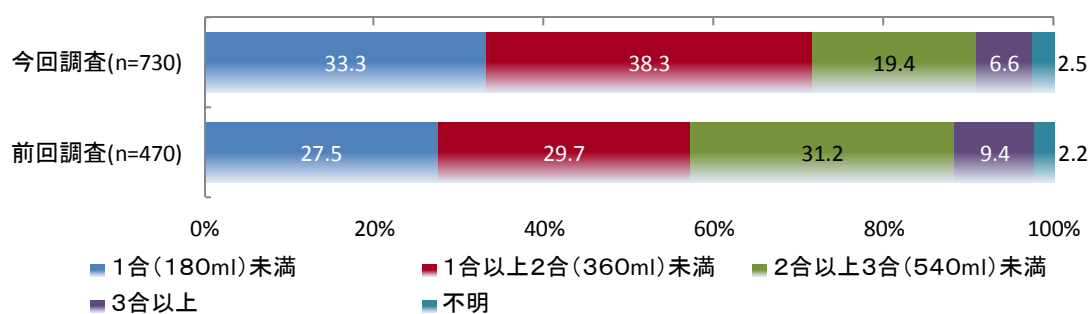
ほとんど毎日飲酒する人は18.8%で、前回の20.2%からやや減少しました。一方で、飲まないと回答した割合も、41.3%から37.9%にやや減少しています。

図表2-36 飲酒の頻度



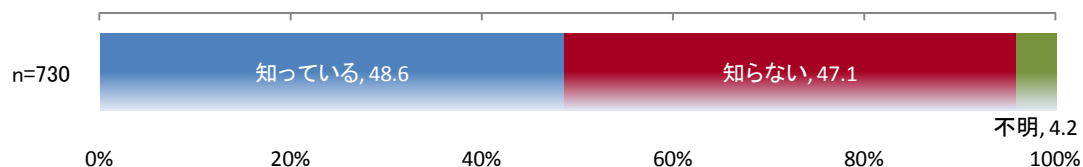
飲酒量については、1合未満と2合未満で全体の71.6%を占めています。前回調査と比べて、1合未満(27.5%→33.3%)、2合未満(29.7%→38.3%)で増加し、3合未満(31.2%→19.4%)や3合以上(9.4%→6.6%)で減少しました。

図表2-37 1日あたりの飲酒量



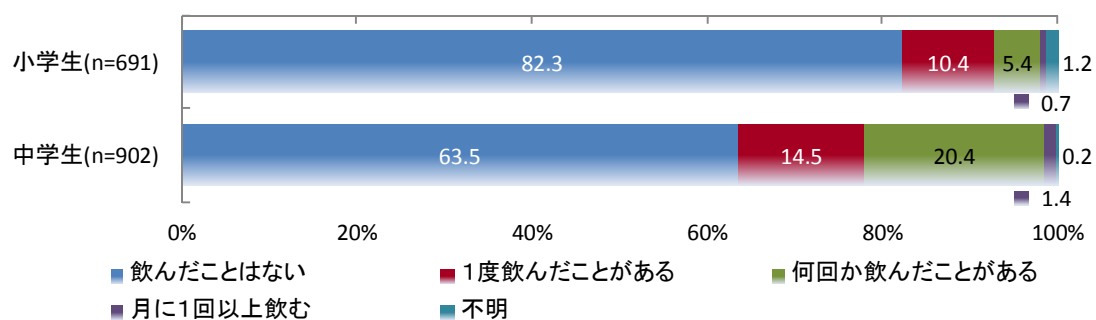
適正飲酒量を知っていると回答したのは、約半数でした。

図表 2-38 適正飲酒量を知っている人の割合



小学生で飲酒経験があると回答したのは 16.5%、中学生では 36.3% でした。「月に1回以上飲む」という回答は、それぞれ 0.7%と 1.4%でした。

図表 2-39 未成年の飲酒経験

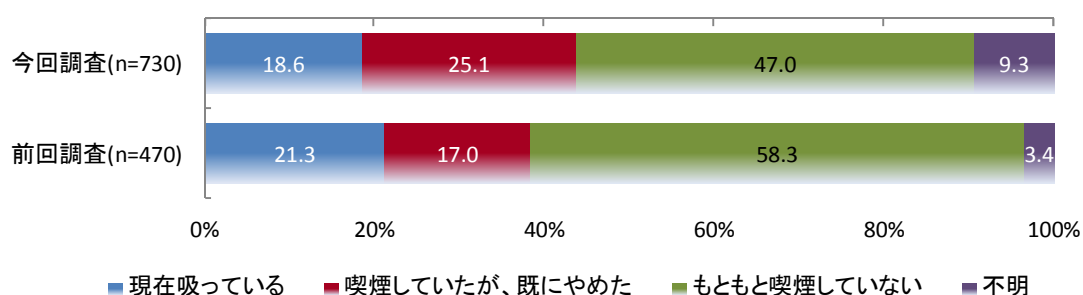


(7) 喫煙について

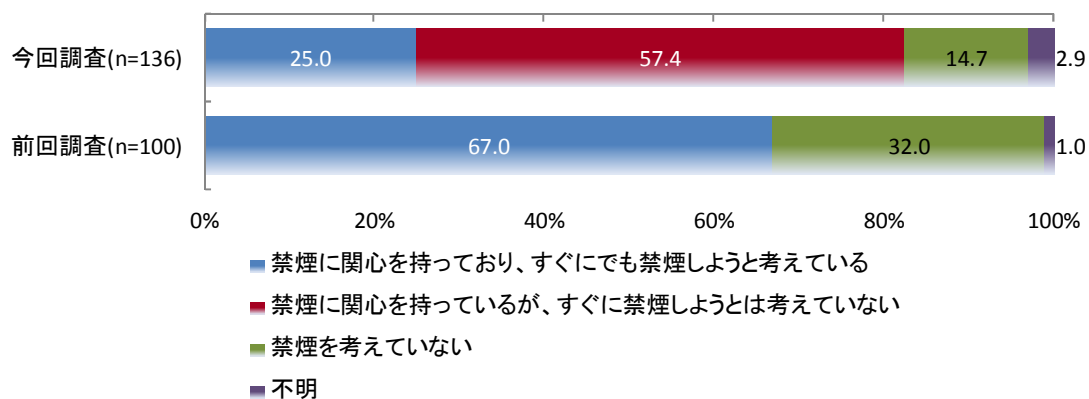
成人で現在喫煙しているのは、18.6%でした。そのうち、すぐにでも禁煙したいと考えている割合が25.0%、禁煙に関心はあるがすぐには禁煙しないが57.4%となっています。

前回調査では、現在喫煙している割合は21.3%、そのうち禁煙に関心があると回答したのは67.0%でしたので、喫煙者の割合は減少し、禁煙に関心がある割合は増加しています。

図表 2-40 喫煙習慣



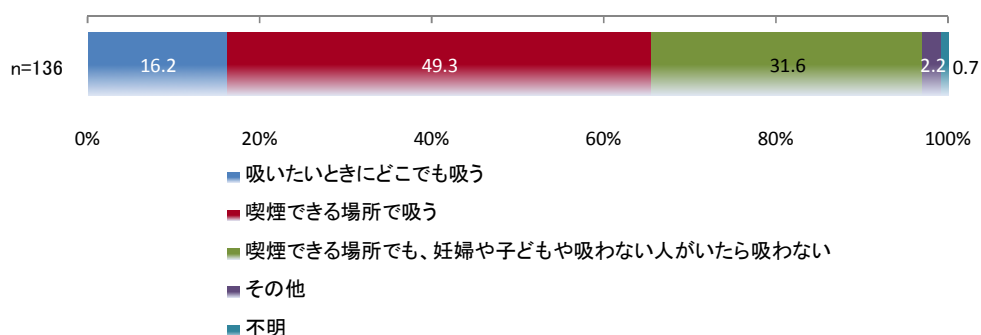
図表 2-41 禁煙希望



※前回調査では、禁煙希望の有無のみを聞いているため、67.0%にはすぐに禁煙しようとは考えていない人を含む

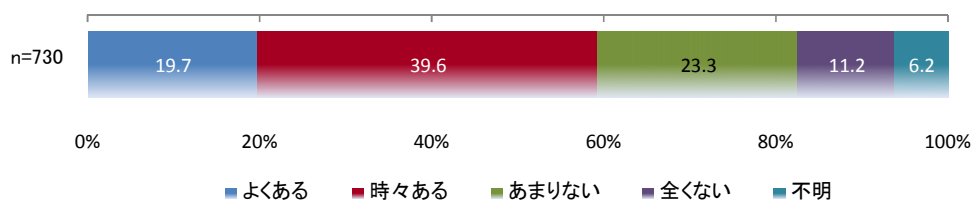
喫煙者の喫煙行動をみると、「吸いたい時にどこでも吸う」と回答したのは16.2%にとどまり、「喫煙できる場所で吸う」が49.3%を占めました。「喫煙できる場所でも妊婦や子どもがいたら吸わない」、という回答も31.6%でした。

図表 2-4 2 喫煙行動

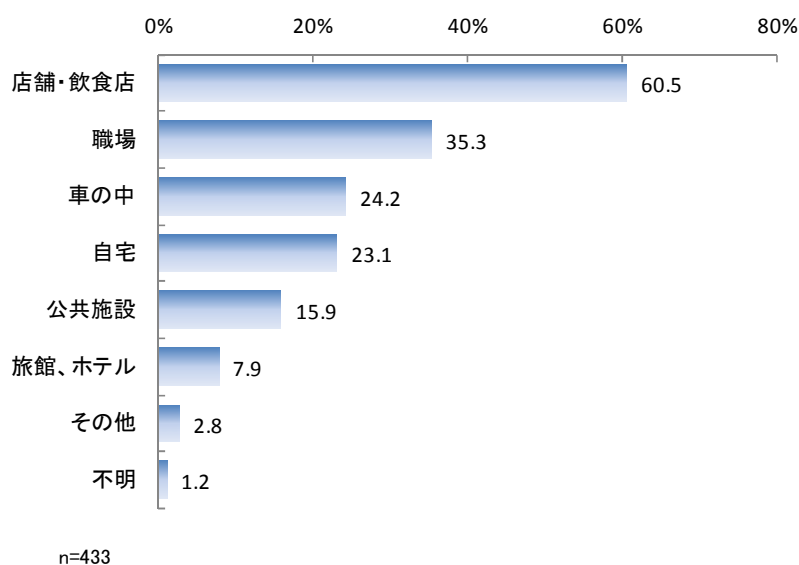


一方、受動喫煙の経験については、59.3%の人が、「よくある」、「時々ある」と回答しています。その場所としては、「店舗・飲食店」が60.5%と多数を占めています。

図表 2-4 3 受動喫煙の経験

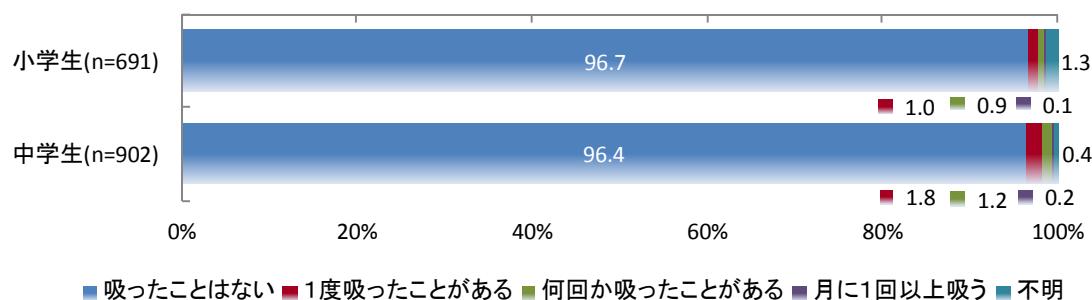


図表 2-4 4 受動喫煙の場所



小学生、中学生ともに喫煙経験があると回答したのは2%~3.2%でした。
特に「月に1回以上吸う」という回答は、それぞれ1人と2人です。

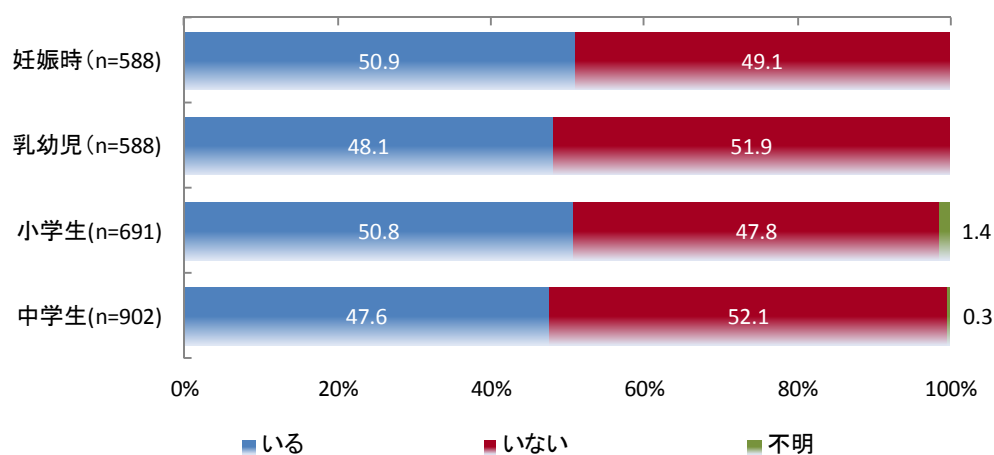
図表 2-4 5 未成年の喫煙経験



妊娠している時に家族等で近くに喫煙する人がいるという回答は、約50%でした。なお、平成23年度の妊娠届出時調査では、妊婦本人が喫煙している割合は8.7%でした。

未成年について、家庭等で喫煙者がいるかを尋ねたところ、ほぼ半数の家庭で喫煙者がいました。その比率は未成年の年齢別ではあまり変化はありません。

図表 2-4 6 家庭等での喫煙者の有無

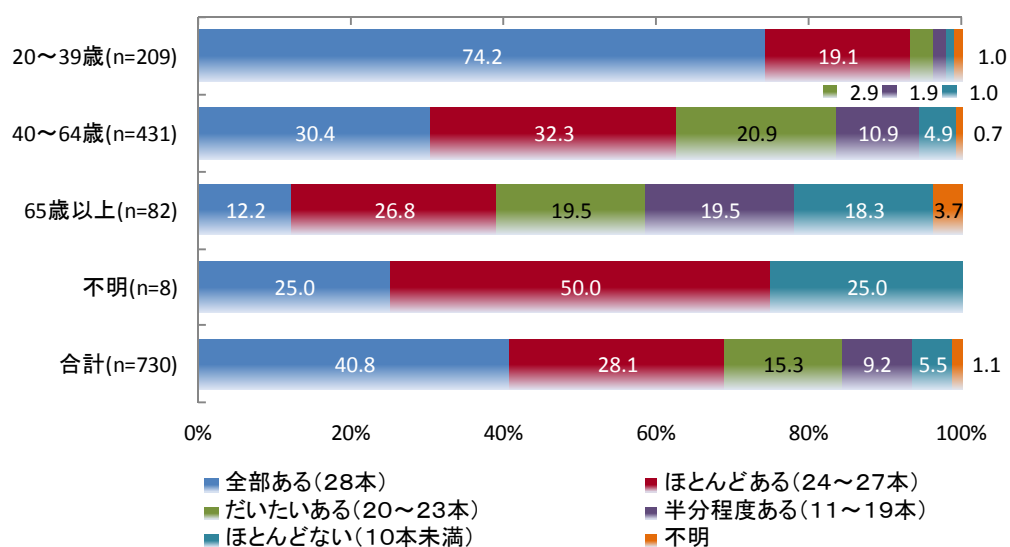


(8) 歯・口腔の健康について

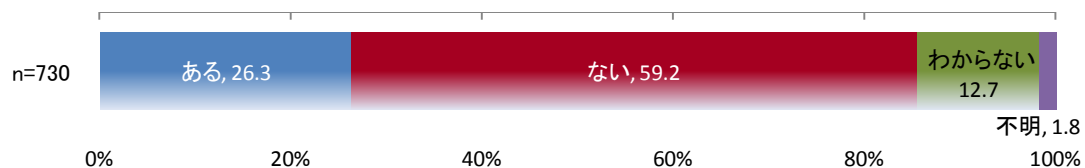
自分の歯が24本以上あるという回答は68.9%でした。年齢層別には、20～39歳未満で93.3%、40～64歳で62.7%、65歳以上で39.0%となっています。

歯周病があるという回答は、26.3%でした。

図表2-47 歯の状態

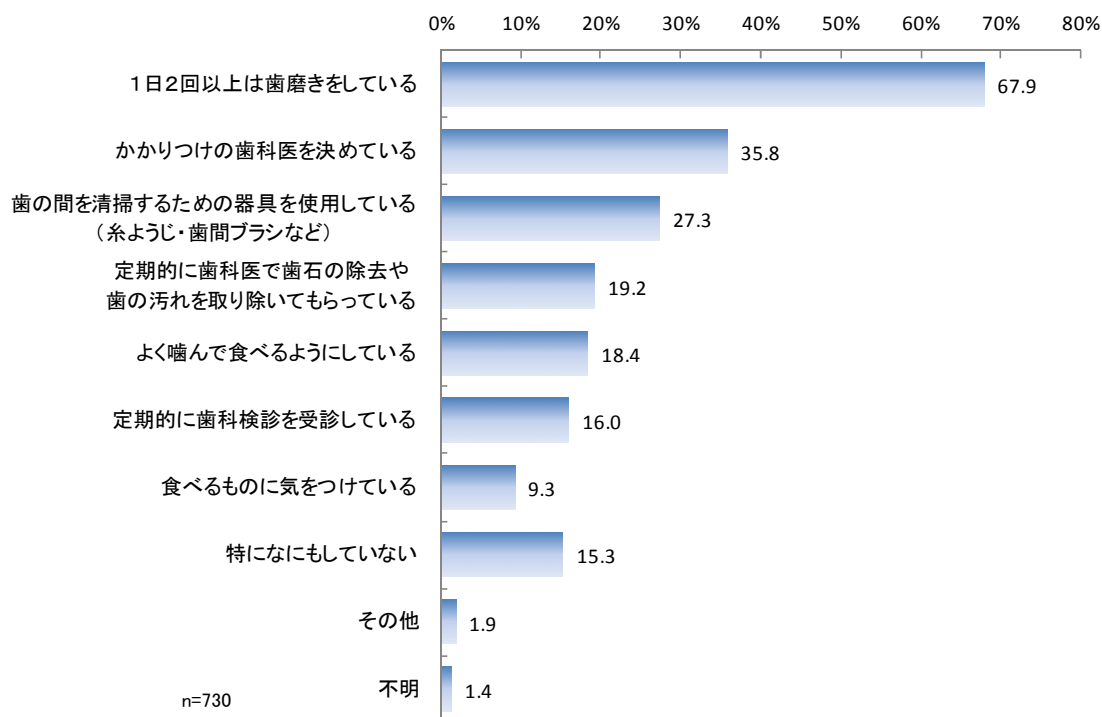


図表2-48 歯周病の有無



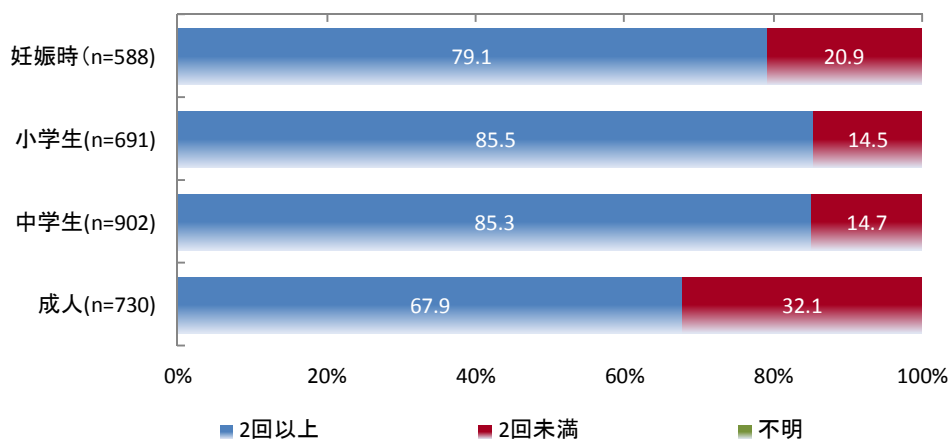
成人に対して、歯を守るためにしていることを尋ねたところ、「1日2回以上は歯磨きをしている」が67.9%、「かかりつけの歯科医を決めている」が35.8%でした。一方、「定期的に歯科検診を受診している」は16.0%、「定期的に歯科医で歯石の除去や歯の汚れを取り除いてもらっている」は19.2%にとどまりました。

図表2-49 歯を守るためにしていること



日常的なケアとして、1日2回以上歯磨きをしている人は、成人で67.9%でしたが、中学生以下では約80%でした。

図表2-50 歯磨きの回数

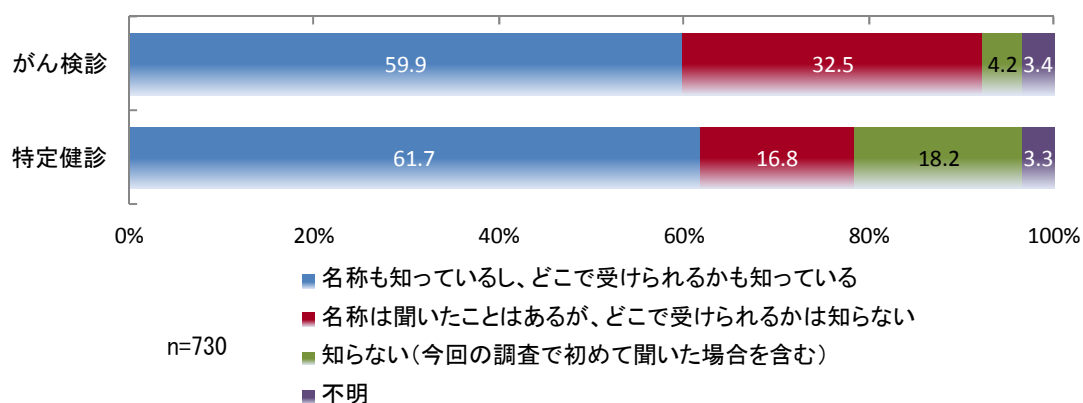


(9) がん検診・特定健診の受診について

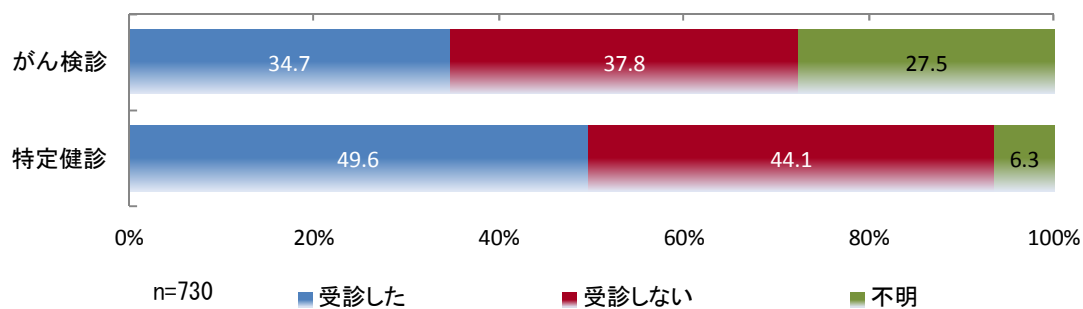
がん検診や特定健診を知っているかという質問については、約60%が知っていると回答しました。しかし、内容を知らないという回答も約40%あり、特定健診については、名称自体も知らないという回答が18.2%を占めています。

実際の受診状況は、がん検診では34.7%、特定健診では49.6%でした。

図表2-5-1 検診・健診の認知度

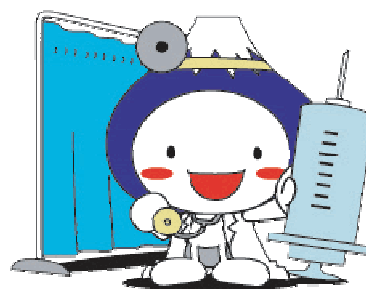
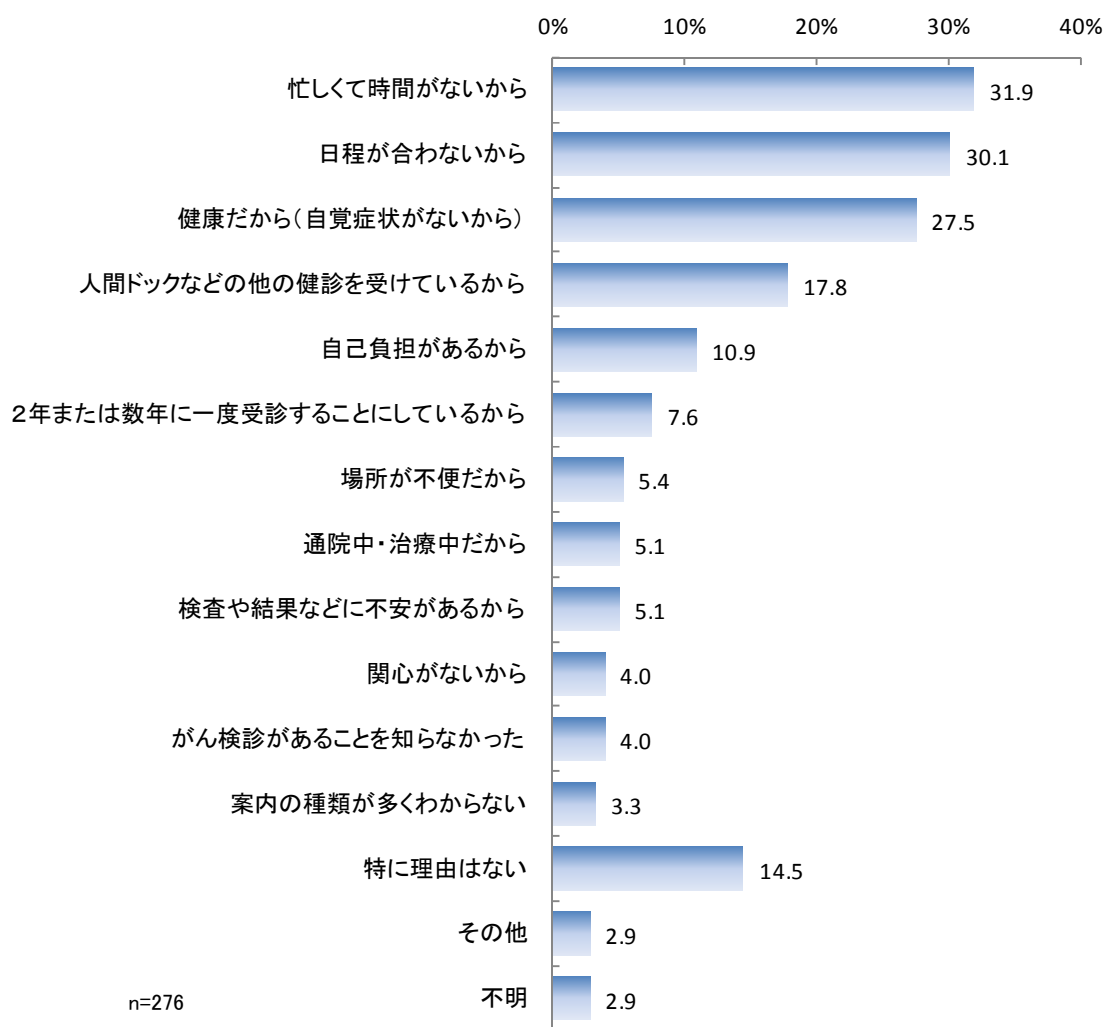


図表2-5-2 検診・健診の受診率



がん検診を受診しなかった理由を尋ねたところ、「忙しくて時間がないから」(31.9%)、「日程が合わないから」(30.1%)、「健康だから(自覚症状がないから)」(27.5%)といった理由があげられました。

図表 2-5 3 がん検診を受診しない理由



4 第1期計画の目標達成状況

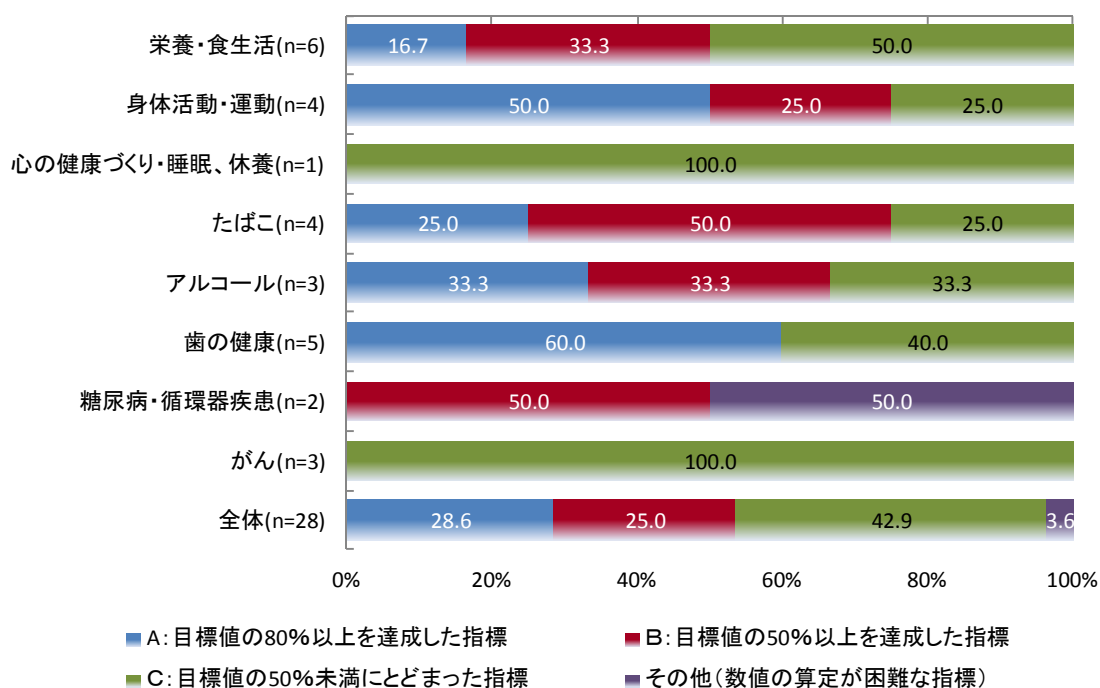
平成19年に策定した前期計画では、平成22年度に実施した見直しを経て、栄養・食生活、身体活動・運動など8つの分野において28の指標を掲げ、関係機関・団体と連携して、目標達成に向け、健康づくりに取り組んできました。

図表2-54は、それぞれの指標について、A（目標値の80%以上を達成）、B（目標値の50%以上を達成）、C（目標値の50%未満にとどまる）、その他（統計基準の変更等で判定不能）に分けて集計した結果です。

身体活動や歯の健康などの分野ではAが半数以上となりましたが、糖尿病・循環器疾患、がんなどの疾病の予防に関する分野ではAがなく、Cが多くなっています。

今回の計画においては、これらの達成状況をふまえて、具体的な取り組み内容や目標値の設定の検討を行い、効率的、効果的な取り組みの検討を行います。

図表2-54 第一期計画の目標達成状況



図表 2-5 5 第一期計画の個別の目標達成状況

(栄養・食生活)

項目	基準値	目標値	実績値	評価
適正体重を維持する人の増加 (肥満者の割合減少)	男：26.1% 女：20.5%	15%以下	男：27.4% 女：16.8%	男：C 女：B
地域で健康や栄養に関する学習や活動を進める自主グループの増加	1 グループ	3 グループ	1 グループ	C
外食や食品を購入する時栄養成分表示を参考にする人の増加	47%	60%	15.5% (60.3%) ※	C
おやつが食事に差し支える幼児の減少	1歳半：18.3% 3歳児：25.2%	1歳半：15% 3歳児：20%	1歳半：10.0% 3歳児：22.1%	1歳半：A 3歳児：B

※広く食事のバランスや量に気をつける人を含めた場合

(身体活動・運動)

項目	基準値	目標値	実績値	評価
運動不足を感じている人の減少	80%	70%	74%	B
運動習慣のある人や効果的な運動をする人の増加	30%	35%	38%	A
ウォーキングの町民スポーツとしての定着	750人	1,500人	537人	C
安全に歩行可能な高齢者の増加	維持改善 80%以上	維持改善 85%以上	維持改善 87%以上	A

(心の健康づくり・睡眠、休養)

項目	基準値	目標値	実績値	評価
自殺者の減少	6人	5人	10人	C

(たばこ)

項目	基準値	目標値	実績値	評価
妊婦の喫煙率の減少	5.6%	4.5%	8.7%	C
成人の喫煙率の減少	21.3%	15%	16.8%	B
公共施設での受動喫煙をなくす	—	100%	100% (施設内)	A
未成年の喫煙者をなくす	9.5%	0%	小学生※ 2% 中学生以上※ 3.2%	B

※たばこを吸ったことがある割合

(アルコール)

項目	基準値	目標値	実績値	評価
毎日飲酒する人の減少	20%	15%	22.1%	C
適切な飲酒量を守れる人の増加	51.6%	55%	74.4%	A
未成年の飲酒をなくす	2.9%	0%	小学生※ 0.7% 中学生以上※ 1.4%	B

※月に1回以上飲酒している割合

(歯の健康)

項目	基準値	目標値	実績値	評価
歯科検診を受ける人の増加	30%	35%	14%	C
1日2回以上歯を磨く人の増加	60.7%	80%	83%	A
歯間部清掃用具を使用している人の増加	37.4%	45%	33%	C
1人平均う歯(むし歯)の減少	2.04本	1本以下	0.78本	A
う歯のない幼児の増加	62.0%	70%以上	76.6%	A

(糖尿病・循環器疾患)

項目	基準値	目標値	実績値	評価
健康診断を受ける人の増加	16%	65%	29.5%	B
生活習慣病の有病者の減少	糖尿病 713人 高血圧 1,408人 高脂血症 1,034人	減少	糖尿病 290人 高血圧 836人 高脂血症 251人	—※

※指標とする統計の集計基準が変わったため、比較不可能

(がん)

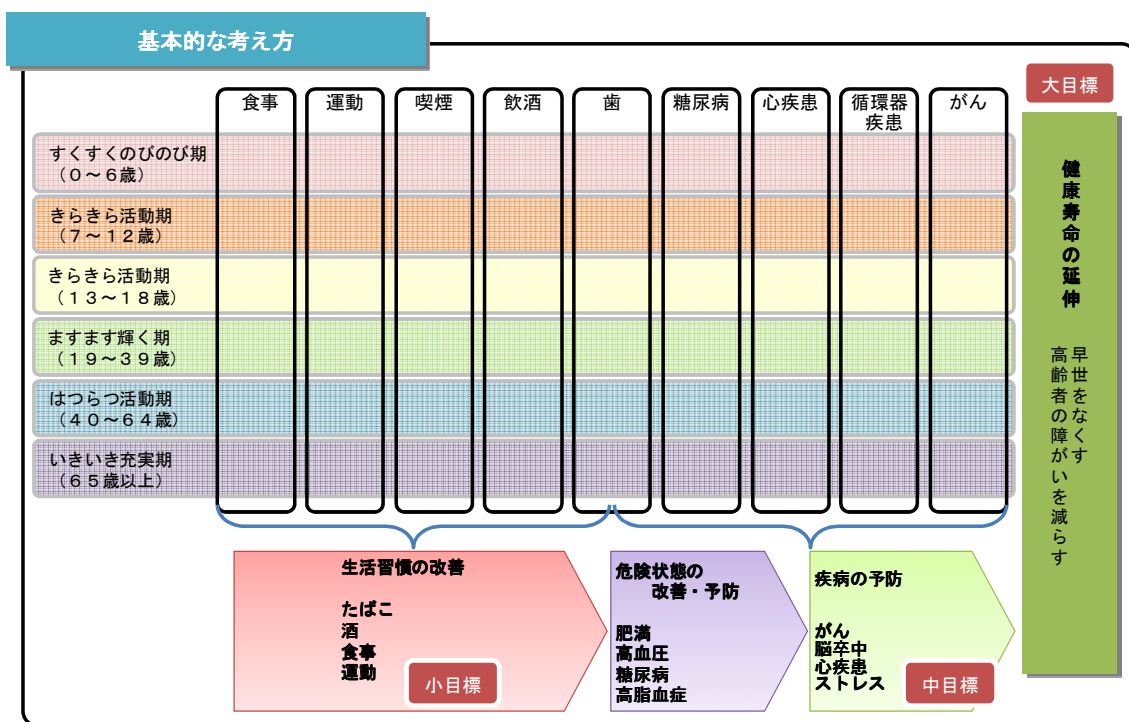
項目	基準値	目標値	実績値	評価
がん検診を受ける人の増加	肺がん 15.5% 胃がん 19.5% 肝がん 25.1% 大腸がん 20.9% 子宮がん 14.2% 乳がん 13.9%	50%	肺がん 30.5% 胃がん 20.6% 肝がん 30.6% 大腸がん 29.7% 子宮がん 16.7% 乳がん 31.5%	C
乳がん自己検診の定着	2.4%	7.5%	0.70%	C
精密検査の受診率の増加	肺がん 66.6% 胃がん 85.5% 肝がん 76.3% 大腸がん 60.6% 子宮がん 85.7% 乳がん 84.4%	100%	肺がん 87.9% 胃がん 82.2% 肝がん 75.3% 大腸がん 68.5% 子宮がん 91.7% 乳がん 89.4%	C

第3章 第2期計画の基本的な考え方

1 第2期計画で目指すもの

第1期の健康のまちづくり計画においては、大目標を「健康寿命の延伸」と決めました。また、それを実現するための中目標として「疾病の予防」、その手段となる小目標として「危険状態の改善・予防」「生活習慣の改善」と整理し、これによって「元気あふれる富士河口湖町」の実現に向けて施策を展開してきました。

図表3-1 第1期計画の基本的な考え方



第2期計画においては、条例の考え方や第1期計画における達成状況、国における健康日本21（第2次）の考え方等に基づいて、以下のように目標を設定し、計画を進めていくこととします。

（大目標）健康寿命の延伸

計画の大目標については、引き続き「健康寿命の延伸」とします。健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。富士河口湖町でも町民の高齢化が進んでいますが、健康寿命が延びることにより、条例が目指している「すべての町民が健やかで心豊かに生活でき、元気あふれる富士河口湖町」を実現することにつながると考えます。

（中目標）生活の質の向上、社会環境の質の向上

大目標である健康寿命の延伸を実現するためには、町民一人ひとりの生活習慣の改善などの生活の質の向上と、町民を取り巻く家庭、学校、地域、職場などの環境の改善による社会環境の質の向上を通じて実現する必要があります。

（小目標）

1

疾病の予防

2

生活習慣の改善

3

地域に根付いた健康づくり

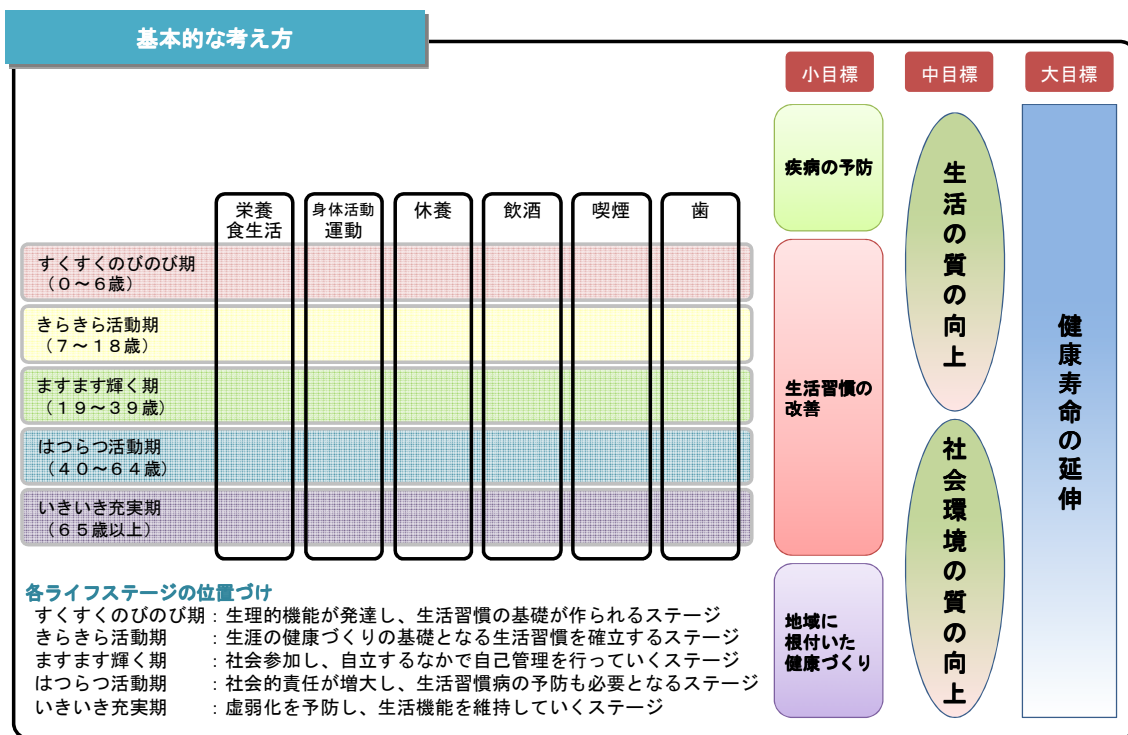
中目標として設定した2つの目標を実現するための具体的な目標として、①疾病の予防、②生活習慣の改善、③地域に根付いた健康づくり、という3つの目標を設定します。

①の疾病の予防は、第1期の計画でも掲げていた目標で、健康的な生活を実現するためには、まず考えなければならないものです。特に死因の大きな割合を占めている生活習慣病についての発症予防や重症化予防は、重点的に取り組んでいく必要があります。

②の生活習慣の改善も第1期の計画で掲げられていた目標です。①の疾病の予防とも関連しますが、健康づくりの基礎は健康的な生活習慣からはじまるという考え方に基づいています。具体的には、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康という6つの分野について、生活習慣の改善を目指します。

③の地域に根付いた健康づくりは、第1期計画の目標にはなっていませんでしたが、重要な取り組み項目の一つとして掲げられていました。条例でも、町民が主体的に健康づくりに取り組み、地域社会の一員として健康のまちづくりに参画することが理念としてうたわれています。地域に根付いた健康づくりの活動を通じて、生活の質とともに社会環境の質を向上させることを目指します。

図表3-2 第2期計画の基本的な考え方

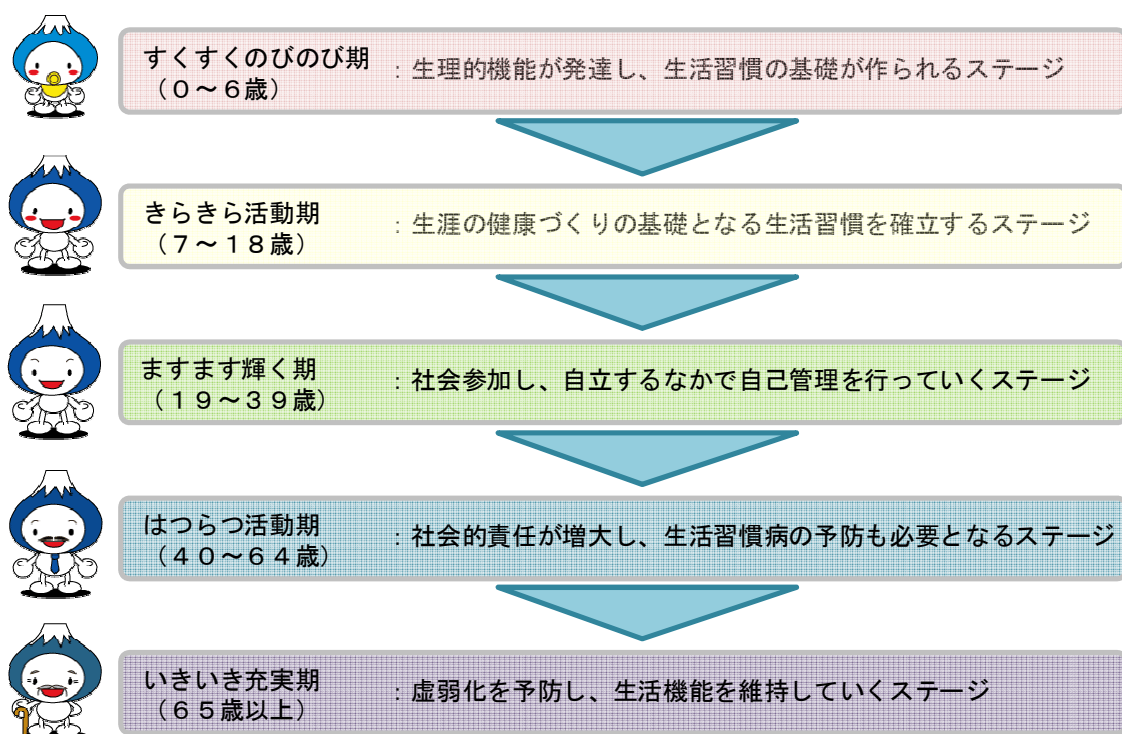


2 ライフステージに応じた取り組み

健康づくりは、生涯を通して行うことが最も重要です。しかし、人生の各段階（ライフステージ）で、健康づくりに関するニーズや生活習慣における課題は異なります。

この計画では、第1期計画と同様にライフステージを以下の5つの段階に分け、ライフステージごとに特に重要となる生活習慣の改善項目について考慮します。

図表 3-3 ライフステージの区分



第4章 具体的な取り組み内容と役割分担

1 疾病の予防

疾病の予防の対象として、主要な死亡要因となっているがんや循環器疾患、医療費に占める割合も高く、重大な合併症を引き起こすおそれがある糖尿病などが考えられます。また、COPD（慢性閉塞性肺疾患）については、今後死亡原因として急速に増加すると予測されています。

これらの疾病に対する基本的な考え方としては、発病予防と重症化予防の2つの観点から取り組む必要があります。

発病予防については、喫煙や飲酒、身体活動、食生活といった生活習慣に関連しており、この計画では、「生活習慣の改善」の項目で詳細に説明をしますが、疾病と生活習慣の関係等についての正しい知識を取得し、健康に関する意識を高め、自己管理を行っていくことも重要です。

健康的な生活を維持し、健康寿命を延ばしていくためには、発病予防と同時に重症化予防も重要です。疾病が重症化する前に治療することで、日常生活への影響を軽減し、重い合併症などを予防することができます。重症化予防において最も重要なものは早期発見で、定期的ながん検診や健康診断の受診や自覚症状がある場合の早期の受診が有効です。そのため、がん検診や健康診断の実施と受診率の向上に取り組んでいきます。

(1) 正しい知識の取得と予防のための実践

○なぜ取り組むのか

がんや生活習慣病の発病予防のためには、喫煙や飲酒、身体活動、食生活といった生活習慣の見直しにより改善される項目が少なくありません。そのため、町民一人ひとりが正しい知識を取得し、健康意識を高め、それに基づいて生活習慣を改善していく必要があります。

○富士河口湖町の現状

小学生や中学生等を対象とした町民アンケートによると、小学生で73%、中学生等で89.3%が健康と生活習慣に深い関係があることを知っていると回答しており、生活習慣を確立する段階で、生活習慣の重要性は概ね認識されています。

一方、成人向けのアンケートでは、メタボリックシンドロームや生活習慣病については80%近くが内容も含め知っているという回答でしたが、健康寿命やCOPDなどについては、過半数が内容については知らないという結果でした。

また、健康情報の取得先として、回答者の40%以上が、テレビや新聞、家族等からの口コミをあげていましたが、町からの情報については9%にとどまりました。

○取り組みの考え方

町民は、健康における生活習慣の重要性を知るとともに、それぞれの疾患と生活習慣の関係や、どのような自覚症状があらわれたときに早期受診すべきか等についての正しい知識を取得するよう心がけます。さらに、取得した知識に基づいて、生活習慣の見直しや医療機関の早期受診、定期的ながん検診や健康診断の受診などの実際の行動に結びつけます。

富士河口湖町や医療機関をはじめとする関係機関は、様々な機会を通じて健康に関する知識をわかりやすい形で町民に提供します。情報提供等の方法としては、皆さんに広く働きかけるポピュレーションアプローチと危険度がより高い人に対して重点的に働きかけるハイリスクアプローチを組み合わせ、効果的な情報提供等を図ります。

また、情報提供の内容として、「生活習慣病」や「メタボリックシンドローム」などすでにある程度周知されているものについても引き続き周知を図るとともに、健康づくり計画の目標である「健康寿命」の考え方や、まだまだ認知されていない「COPD」に関する情報についての周知を図っていきます。

○目標

項目	現 状	目 標
「健康寿命」の認知度の向上	29.0%	80.0%
「生活習慣病」の認知度の向上	77.1%	80.0%
「メタボリックシンドローム」の認知度の向上	77.5%	80.0%
「COPD」の認知度の向上※	16.2%	80.0%
特定保健指導の実施率の向上 (国保加入者) ※	32.4% (国保加入者)	60.6% (国保加入者)

※国が基本的方針の中で示している目標に準拠

○町民が取り組むこと

- ・ 疾病と生活習慣の関係など、健康に関する正しい知識を取得し、健康意識を高める
- ・ 取得した知識に基づいて生活習慣の見直しを行ったり、自覚症状による医療機関の早期受診を行う

○富士河口湖町が取り組むこと

- ・ 様々な機会を通じて、健康に関する知識をわかりやすい形で住民に提供する
- ・ 特定保健指導の対象者など、健診等でハイリスクと判断される人に対しては、重点的に働きかけを行う

○関係機関が取り組むこと

- ・ 医療機関等において健康のために必要な知識を提供する

健康づくりのキャッチコピー 優秀賞

「明日から」なんて言わずに 今やろう

(2) がん検診や健康診断の受診率の向上

○なぜ取り組むのか

早期発見により、がんの重症化を予防したり、生活習慣病の危険因子といわれている高血圧、脂質異常症、糖尿病の適切な管理を行っていくためには、自分のからだの状態を把握する必要があります。そのためには、定期的ながん検診や基本健診・特定健診を受診することが効果的です。

○富士河口湖町の現状と課題

平成23年度におけるがん検診の受診率は16.7%（子宮がん）～31.5%（乳がん）で目標とする50%には達しませんでした。国民健康保険の加入者（以下、「国保加入者」といいます。）を対象とした特定健診についても受診率は29.5%で目標値である65%に達していません。また、特定健診については、制度開始以降の4年間に1回しか受診していない人が最も多く36.0%を占め、毎年受診している人は25.7%にとどまりました。

○取り組みの考え方

町民が、定期的ながん検診や基本健診・特定健診を受診することが非常に重要となります。そのためには、がん検診や基本健診・特定健診は定期的に受けるという意識を持つことが必要です。生活習慣病の症状があらわれてくるのは40歳代以降に多いですが、それ以前の20歳代や30歳代のうちから毎年健診を受けることを習慣化していくことが大切です。

そのために、富士河口湖町では、医療機関や特定健診を実施している健康保険組合等と連携して、がん検診や基本健診・特定健診の重要性や有効性の周知を図るとともに、より受診しやすい体制づくりに努めます。

具体的には、未受診者や生活習慣病のリスクが高いと考えられる層に対して個別に受診勧奨を行ったり、定期的に受診することの習慣化に向けての意識啓発等を行っていきます。

健康づくりのキャッチコピー 最優秀賞

健診 少しの時間で 大きな安心

○目標

項目	現 状	目 標
がん検診の受診率向上 ★※	肺がん 30.5% 胃がん 20.6% 肝がん 30.6% 大腸がん 29.7% 子宮がん 16.7% 乳がん 31.5%	50% ただし、胃がん、肺がん、 大腸がんは 40%
精密検査受診率の向上 ★	肺がん 87.9% 胃がん 82.2% 肝がん 75.3% 大腸がん 68.5% 子宮けいがん 91.7% 乳がん 89.4%	100%
特定健診の受診率の向上（国保加入者）★※	29.5% （国保加入者）	60.0% （国保加入者）

★第1期計画で設定した目標

※国が基本的方針の中で示している目標に準拠

○町民が取り組むこと

- ・ がんの早期発見のためにがん検診を定期的に受診し、必要な場合には精密検査を受ける
- ・ 自分の健康状態を知り、生活習慣病を予防するために毎年特定健診を受診し、必要な場合には特定保健指導を受ける

○富士河口湖町が取り組むこと

- ・ がん検診や特定健診の受診勧奨のための情報提供
- ・ がん検診の実施（クーポン券の配布による費用負担軽減）
- ・ 国保加入者等を対象とした特定健診、特定保健指導の実施






○関係機関が取り組むこと

- ・ がん検診や特定健診等の実施（受託医療機関等）
- ・ 被保険者を対象とした特定健診、特定保健指導の周知、実施（各健康保険組合等）
- ・ がん予防教育の実施（学校）

2 生活習慣の改善

生活習慣病の発病を予防し、健康寿命を延ばしていくためには、健康の基本的要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善が重要になります。

また、第3章で整理した以下の5つのライフステージごとに特に留意すべき点がある場合には、「ライフステージ別に特に考慮すべき点」として整理を行います。

	すくすくのびのび期 (0～ 6歳)	生理的機能が発達し、生活習慣の基礎が作られるステージ
	きらきら活動期 (7～18歳)	生涯の健康づくりの基礎となる生活習慣を確立するステージ
	ますます輝く期 (19～39歳)	社会参加し、自立するなかで自己管理を行っていくステージ
	はつらつ活動期 (40～64歳)	社会的責任が増大し、生活習慣病の予防も必要となるステージ
	いきいき充実期 (65歳以上)	虚弱化を予防し、生活機能を維持していくステージ

(1) 栄養・食生活

○なぜ取り組むのか

食事は、生命を維持していくために不可欠な行為で、適切な量と質の食事をとり、病気などになりにくい適正な体重を維持することがとても大切です。また、それと同時に人々が健康で幸福な生活を送るために重要な営みでもあります。健康的な食習慣は、健康的な生活習慣の基礎となり、生活習慣病の予防や生活の質の向上、社会生活機能の維持・向上につながります。そのために、食に関する正しい知識の取得と健康的な食習慣の実践が重要です。

○富士河口湖町の現状

町民アンケートにおいて、適正体重を維持している人は72.1%でしたが、肥満や高度肥満の人も18.5%います。健康のために行っていることの中では、「食事・栄養に気をつけている」という回答が61.4%と最も多くなっていますが、「食品を購入する時や外食時にカロリー・栄養成分表示を参考にする」人は15.5%にとどまりました。食事・栄養に気をつけているが、細かな数値までは気にしていない人が多いと考えられます。

多くの人は、朝食を含めた1日3食をほぼ毎日食べていますが、中学生などで朝食を毎日食べない層が約10%います。また、家族そろって食事をする家庭は、平日は6割、休日は7割程度と多数を占めています。しかし、休日に1人で食べている割合が、小学生では0.9%ですが、中学生などでは4.8%になっています。

○取り組みの考え方

健康的な生活習慣の基礎として、適切な量と質の食事による適正体重の維持が重要です。そのために、町民は、食に関する正しい知識を取得し、健康的な食生活を実践します。

富士河口湖町では、食や健康に関する各種教室や栄養指導等を通じて、量や栄養バランス、食習慣に加えて、コミュニケーションなどによる食の楽しさを含めた食についての意識向上を図ります。

ライフステージ別に特に考慮すべき点は以下のとおりです。

<きらきら活動期（7～18歳）>

生活習慣が確立するステージであるため、その基礎となる健康的な食習慣を身につけることが重要です。食育の考え方のもとで、家庭や学校を中心に、毎日3食をバランスよく食べる、食事を通じたコミュニケーションを深める、等の健康的な生活習慣の確立を目指します。

○目標

項目	現 状	目 標
適正体重を維持している人の増加★※	72.1%（成人）	85.0%（成人）
食品を購入する時や外食時にカロリー・栄養成分表示を参考にする人の増加★	15.5%	35%*
共食の増加※	休日に1人で食べる割合 小学生 0.9% 中学生など 4.8%	休日に1人で食べる割合 小学生 減少 中学生など 減少

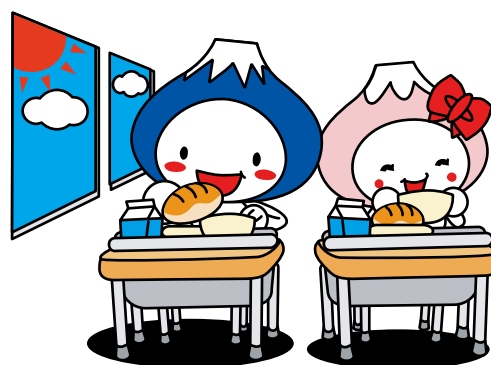
★第1期計画で設定した目標

※国が基本的方針の中で示している目標に準拠

*中学生などが栄養成分表示等を見たことがある割合（64.1%）の半数以上が参考にしていることを目標とする。

健康づくりのキャッチコピー 優秀賞

朝、昼、晩、しっかり食べて健康美人



○町民が取り組むこと

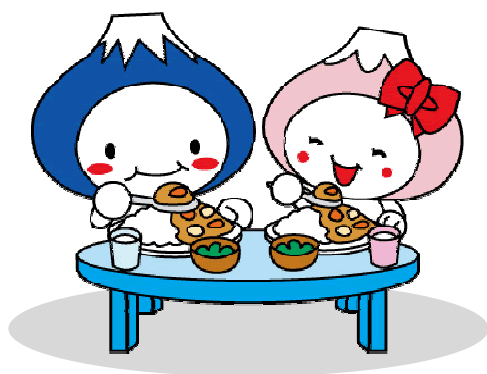
- ・ 正しい知識を身につける
- ・ 食選力、食事マナーを身につける
- ・ 自分の適正体重を知り、それを維持するように努める
- ・ 食を通じたコミュニケーションを深める

○富士河口湖町が取り組むこと

- ・ 健診時等における適正体重維持のための保健指導
- ・ 妊婦相談や乳幼児健診等を通じて、乳幼児期からの健康な体づくりのため栄養教室の実施
- ・ 食育と健康に関する学習の機会の提供
- ・ 食生活に関連した情報の発信
- ・ 食育推進計画の施策の展開

○関係機関が取り組むこと

- ・ 学校等における食育の推進
- ・ 病気にならない健やかな身体づくりのために栄養バランスのとれた学校給食の提供
- ・ 人材育成や食育の啓発



(2) 身体活動・運動

○なぜ取り組むのか

「身体活動」とは、安静にしている状態よりも多くのエネルギーを消費する全ての動きを指します。つまり、日常生活を行う中での活動の多くが含まれます。この「身体活動」と「運動」をあわせた量が多い人は、心臓や血管に関連する循環器疾患やがんなどのリスクが低いとされています。また、身体活動や運動の不足は、日本人の死亡に対する危険因子として、喫煙、高血圧に次ぐ、3番目の危険因子であるともいわれています。

また、高齢者の場合には、身体活動や運動の量が減少すると、認知機能や運動器機能が低下し、社会生活機能の低下につながるという関係が明らかになってきました。そのため骨や筋肉などの障害から介護が必要となる可能性が高くなるロコモティブシンドローム（運動器症候群）という状態を予防することが重要と考えられるようになってきました。

○富士河口湖町の現状

町民アンケートによると、成人の74.0%は運動不足だと感じおり、特に30～40歳代においては8割の人が自分は運動不足だと考えています。しかし、時間がなかったり、身近に施設等がなかったりするために運動を行っておらず、30分以上の運動を、週1回以上行っている人は38.0%にとどまり、前回の調査とほぼ同じ割合でした。

富士河口湖町では、ウォーキングを町民スポーツとして定め、ウォーキング大会の開催等を通じて普及に努めていますが、町民スポーツとして認識していた人は27.4%でした。しかし、町民との意見交換会等でも日常的にウォーキングをしている人をよく見かけるといった意見もあり、個人レベルで取り組む人が増えている可能性もあります。

○取り組みの考え方

町民は、日常生活において、少しの距離であれば歩いたり、階段を使うなど、それぞれが可能な範囲で身体活動の量を増やすように心掛け、運動習慣者（30分以上、週2回以上の運動を1年以上継続する人）となるように運動に取り組めます。

富士河口湖町では、町民スポーツであるウォーキングの普及を中心とした運動のきっかけづくりや身体活動の重要性についての周知に努めます。また、関係団体等と連携して、運動する機会や場所、仲間づくりを支援します。

健康づくりのキャッチコピー 優秀賞

運動は 体も心もリフレッシュ

ライフステージ別に特に考慮すべき点は以下のとおりです。

<いきいき充実期（65歳以上）>

歩行速度が速い高齢者ほど生活機能を維持しやすく余命も長いといわれています。総合的な歩行機能を維持していくためには、骨や筋肉を健康に維持していくことが重要です。

富士河口湖町では、介護予防教室等を通じてそのための情報提供を行います。また、骨や筋肉などの障害から介護が必要となる可能性が高くなる状態であるロコモティブシンドロームという考え方の周知を通じて、上記の考え方の普及に努めます。

○目標

項目	現 状	目 標
運動不足を感じている人の減少★	74.0%	70%
運動習慣のある人や効果的な運動をする人の増加★※	38%	40%
ウォーキングの町民スポーツとしての認知度の向上★	27.4%	60.0%
安全に歩行可能な高齢者の増加★	維持改善 87%以上	現在の水準の維持
ロコモティブシンドロームの認知度の向上※	5.3%	80%

★第1期計画で設定した目標

※国が基本的方針の中で示している目標に準拠

○町民が取り組むこと

- ・ 日常的な身体活動量の増加
- ・ 運動習慣の確立
- ・ ロコモティブシンドロームの内容の理解

○富士河口湖町が取り組むこと

- ・ ウォーキングを中心とした運動や身体活動量増加のきっかけづくり
- ・ 身体活動や運動の重要性についての周知
- ・ 介護予防教室等を通じたロコモティブシンドロームの予防

○関係機関が取り組むこと

- ・ ウォーキングなどの運動の機会、場所、仲間の提供
- ・ ウォーキング協会などの自主組織グループの活動推進

(3) 休養

○なぜ取り組むのか

休養は、休息や睡眠によって心身の疲労を回復するという受動的な「休」の側面と、趣味や旅行、友人とおしゃべりなどによってリフレッシュするという能動的な「養」の側面があります。この2つの側面をうまく組み合わせ、日常生活の中に取り入れることが、こころの健康につながります。

特に睡眠は、心身の疲労を回復するために非常に重要で、脳が休息するための大切な時間です。睡眠不足になると、情緒が不安定になったり、適切な判断力が鈍くなったりし、免疫も低下するといわれています。

○富士河口湖町の現状

町民アンケートによると、成人で最近1ヶ月間にストレスを感じた人は71.9%でした。年齢層別に比較すると、特に20～30歳代で多く、80%を超えています。一方、そのストレスを解消できている割合も69.3%となっています。年齢層別には、現役世代では70%未満、高齢者では80%以上とわかれました。

ストレスの解消方法として、「休養・睡眠をとる」が最も多く、「家族や友人に相談する」、「買い物をする」、「散歩、外出をする」が続いており、「休」と「養」を組み合わせていることがうかがわれます。特定健診問診票によると睡眠が十分に取れていない人は17.1%でした。

乳幼児の保護者へのアンケートでは、自由な時間がない、家事仕事が進まない等の理由からストレスを感じている人が70.9%いました。また、その際に大声で怒鳴ってしまう、たたく・ける等をしてしまうという回答もありました。子育ての不安について、約70%の人は、家族や友人などの身近な人に相談することで解消しています。

○取り組みの考え方

現代社会に暮らす人にとってストレスは避けて通れないものです。そのため、町民一人ひとりが自分に合ったやり方で、「休」と「養」をうまく組み合わせた休養をとり入れて、ストレスを解消していくことが重要です。特に、睡眠による休養の時間をしっかり確保していく必要があります。

富士河口湖町では、睡眠の意味や効果的な睡眠方法等を通じて、睡眠時間の大切さを周知していきます。また、関係機関と連携しながら、ストレスの原因となる様々な問題についての相談支援体制の充実を図ります。

健康づくりのキャッチコピー 優秀賞

つかれたら 無理せず休んで また明日

ライフステージ別に特に考慮すべき点は以下のとおりです。

<すくすくのびのび期（0～6歳）>

乳幼児の保護者は、ストレスを感じた時や子育てに不安を感じた時に、身近な人に相談したり、公的な相談支援サービスを利用することで解消し、楽しくゆとりを持った子育てができるように心がけます。

富士河口湖町では、相談支援体制の充実や子どもと遊べる場の提供等を通じて、様々な不安やストレスへの対応の支援をするとともに、睡眠時間など生活習慣の基礎を作る過程で重要な点などについて、わかりやすく情報提供します。

○目標

項目	現 状	目 標
睡眠による休養を十分にとれていない人の減少 ★※	17.1%	15.0%
ストレスを解消している人の増加	69.3%	80.0%

★第1期計画で設定した目標

※国が基本の方針の中で示している目標に準拠

○町民が取り組むこと

- ・ 心身の疲労回復に重要な睡眠時間を十分にとるよう心がける
- ・ 趣味等を通じてリフレッシュを図り、ストレスの解消に努める
- ・ 悩み事などについて、公的機関の支援が受けられる場合には活用する

○富士河口湖町が取り組むこと

- ・ 健康教室や広報活動等を通じて睡眠時間の大切さについて周知する
- ・ ストレスの原因となる様々な問題についての相談支援体制を充実させる
- ・ 県と連携し、管内に精神科医を確保する

○関係機関が取り組むこと

- ・ ストレスの原因となる様々な問題についての相談支援を行う

(4) 飲酒

○なぜ取り組むのか

適量の飲酒は、楽しい気持ちを増加させたり、緊張感を和らげてストレス解消の助けとなります。しかし、お酒の飲みすぎは、がんや高血圧、脳出血、脂質異常症などのリスクを高めます。

また、未成年の飲酒は、身体の健全な発達を妨げたり、アルコールの分解能力が未発達であるために急性アルコール中毒等を起こしやすいとされています。妊娠中についても、胎児に発育障害等の悪影響を引き起こす可能性があるため、飲酒しないことが求められています。

○富士河口湖町の現状

適正な飲酒量は、日本酒1合程度とされています。町民アンケートによると、この適正飲酒量を知っている人は48.6%でした。また、1日の飲酒量が1合未満の割合は33.3%で、前回調査の27.5%から増加しました。その一方で、前回調査では40%を超えていた2合以上の割合は26%に減少しています。

未成年の飲酒について、小学生で飲酒経験があると回答したのは16.5%、中学生では36.3%でしたが、「月に1回以上飲む」という回答は、それぞれ0.7%と1.4%でした。

○取り組みの考え方

町民は、適正飲酒量や過度な飲酒のリスクについての正しい知識を取得して、美味しいお酒を楽しく飲んで健康に過ごすことを心がけます。

富士河口湖町では、適正飲酒量などの飲酒に関する知識の周知を図ります。

ライフステージ別に特に考慮すべき点は以下のとおりです。

<きらきら活動期（7～18歳）>

未成年の飲酒は健康への影響があり、生活習慣が確立する時期であるため、アルコール依存症へのリスクが高まります。そのため学校における教育活動等を通じて、子どもたちが飲酒について正しい知識を持つように努めます。

<ますますかがやく期（19～39歳）>

妊婦中の飲酒は、生まれてくる子どもに発育障害などを引き起こす可能性があります。そのため妊娠中は飲酒しないことが求められます。富士河口湖町は母子手帳交付時や妊婦教室等を通じてそのような情報をわかりやすく提供します。

健康づくりのキャッチコピー 優秀賞

アルコール 未来の自分を考えて

○目標

項目	現 状		目 標
適正な飲酒量（註）を守れる人の増加★※	74.4%		78.2%*
未成年の飲酒をなくす★※	小学生	0.7%	0%
	中学生等	1.4%	
妊娠中の飲酒をなくす※	1.4%		0%

★第1期計画で設定した目標

※国が基本的方針の中で示している目標に準拠

*国の目標と同様に過度の飲酒をしている人が15%減少した場合の割合

○町民が取り組むこと

- ・ 適正な飲酒量を知り、適度な飲酒を心がける
- ・ 未成年者に飲酒させない
- ・ 妊娠中の飲酒のリスクを正しく知る

○富士河口湖町が取り組むこと

- ・ 関係機関と連携しながら、適正飲酒量等について周知する

○関係機関が取り組むこと

- ・ 教育機関等において、子どもたちに飲酒に関する正しい知識を伝える

適正な飲酒量とは

国の健康増進に関する基本計画である健康日本21（第2次）では、純アルコール量が20gを目安としています。主な酒類で換算すると、以下のようになります。

お酒の種類	ビール（5%）	日本酒（15%）	ウィスキー（43%）	焼酎（25%）	ワイン（12%）
目安	中瓶1本 500ml	1合 180ml	ダブル 60ml	2/3合 120ml	2杯 240ml
純アルコール量	20g	22g	20g	24g	24g

(5) 喫煙

○なぜ取り組むのか

喫煙はがんや生活習慣病等の原因となっており、日本人の死亡に対する最大の危険因子とされています。すでに喫煙している場合でも、禁煙することで喫煙関連疾患のリスクは低下します。また、受動喫煙など、自分が喫煙していなくても健康被害が生じるおそれもあるので、喫煙環境や喫煙マナーも含めて改善を行っていく必要があります。

○富士河口湖町の現状

町民アンケートによる喫煙率は18.6%で、前回調査の21.3%から減少しています。さらに喫煙者の25.0%はすぐにでも禁煙しようと考えており、57.4%は禁煙に関心を持っています。

喫煙マナーについては、「吸いたい時にどこでも吸う」と回答した人が16.2%いました。また、公共施設での施設内禁煙は実現されましたが、店舗・飲食店などでは禁煙、分煙が難しいところもあり、受動喫煙があると回答した433人のうち60.5%にあたる262人が店舗・飲食店での受動喫煙をあげていました。

未成年の喫煙経験者は、小学生で2.0%、中学生で3.2%で、月1回以上吸う割合は小学生で0.1%、中学生で0.2%でした。

○取り組みの考え方

目標値としての喫煙率や受動喫煙の機会が低ければ低いほど健康面からは望ましい姿ですが、この計画はそれに向けてのひとつのステップと考え、以下のように取り組んでいきます。

町民は喫煙の害やリスクを正しく知った上で、喫煙習慣や喫煙マナーの改善を行っていく必要があります。富士河口湖町は、関係機関と連携しながら、まだあまり認知されていないCOPDに関する情報も含め、喫煙の害やリスクについて周知するとともに、禁煙を希望する人が禁煙できるような支援体制づくりに努めます。また、受動喫煙を防止するために、公共施設以外の店舗・飲食店等における取り組みについても検討を行います。

ライフステージ別に特に考慮すべき点は以下のとおりです。

<きらきら活動期（7～18歳）>

未成年の喫煙は健康影響が大きく、生活習慣が確立する時期に喫煙が習慣化することは、生涯を通じた喫煙継続につながるおそれがあるため、引き続き学校における喫煙に関する教育等を通じて、子どもたちが喫煙に関する正しい知識を持つように努めます。

<ますますかがやく期（19～39歳）>

妊婦自身や生まれてくる子どもにリスクとなる妊娠中の喫煙者をなくすため、町民はリスクについて正しく理解する必要があります。富士河口湖町は母子手帳交付時や妊婦教室等を通じてそのような情報をわかりやすく提供します。

○目標

項 目	現 状	目 標
成人の喫煙者の減少★※	18.6%	14.0%*
未成年者の喫煙をなくす★※	小学生 2.0% 中学生 3.2%	0%
妊娠中の喫煙をなくす★※	8.7%	0%
受動喫煙の機会の減少※	59.3%	30%

★第1期計画で設定した目標

※国が基本的方針の中で示している目標に準拠

*すぐに禁煙したいと回答した人が全て禁煙した場合の割合

健康づくりのキャッチコピー 優秀賞

記念日増えた1つだけ 父さん禁煙始まった

○町民が取り組むこと

- ・ 喫煙の害を正しく知り、喫煙習慣や喫煙マナーの改善を行う
- ・ 未成年者に喫煙させない
- ・ 妊娠中の喫煙のリスクを正しく知る

○富士河口湖町が取り組むこと

- ・ 関係機関と連携しながら、喫煙の害について周知する
- ・ 禁煙を希望する人が禁煙できるような支援体制づくり
- ・ 公共施設以外の店舗・飲食店等における分煙の働きかけ

○関係機関が取り組むこと

- ・ 各事業所や店舗等における受動喫煙防止のための取り組み
- ・ 学校における教育等を通じて、子どもたちに喫煙について正しい知識を周知する



(6) 歯・口腔の健康

○なぜ取り組むのか

歯や口腔の健康は、口から食べたり、話をするために重要です。食べたり、話をすることは、生命を維持し、日常生活を送るために必要なだけでなく、それらを行うことによって喜びや楽しみを感じることができるので、心身の健康や生活の質の維持に大きな影響を与えます。

これらの機能を維持していくためには、生涯にわたって、自分の歯を残していくことが重要で、歯を失う主な原因であるう歯（むし歯）と歯周病の対策を行っていく必要があります。また、乳歯の咬み合わせが完成する3歳児において、う歯がないことは乳幼児の健全な育成に重要です。

○富士河口湖町の現状

町民アンケートで、自分の歯が24本以上あるという回答は68.9%でした。年齢層別には、40歳未満で93.3%、65歳未満で62.7%、65歳以上で39.0%となっています。歯周病があるといわれたことがある人は26.3%でした。

日常的なセルフケアとして、1日2回以上歯磨きをしている人は67.9%を占めましたが、定期的に歯科医を受診しているのは35.2%でした。う歯のない幼児は76.6%となり、第1期の目標値であった70%を達成しました。

○取り組みの考え方

歯・口腔の健康を維持していくためには、う歯や歯周病による歯の喪失を防止する必要があります。そのためには、日常的なセルフケアを行うとともに、定期的に歯科検診を受けることで専門的なケアや点検を行うことができます。

富士河口湖町では、健康教室等を通じて、歯や口腔の健康に関する知識やセルフケアの方法についての周知を図るとともに、定期的な歯科検診の定着に取り組めます。

ライフステージ別に特に考慮すべき点は以下のとおりです。

<すくすくのびのび期（0～6歳）>

乳幼児の健全な育成に重要な乳歯を守るために、仕上げ磨きなど日常的な歯のケアを行います。富士河口湖町は、母子手帳交付時や妊婦教室、乳幼児健診等を通じてそのような情報をわかりやすく提供します。

<いきいき充実期（65歳以上）>

生活の質を維持していく上で、自分で食べたり、話したりできることは重要です。口腔の機能を維持していくために、日常的なセルフケアを行っていく必要があります。富士河口湖町では、介護予防教室等を通じてそのための情報をわかりやすく提供します。

○目標

項目	現 状	目 標
自分の歯がある人の割合の増加※	20～39歳 74.2%（すべて） 40～64歳 62.7%（24歯以上） 65歳以上 58.5%（20歯以上）	20～39歳 80.0%（すべて） 40～64歳 70.0%（24歯以上） 65歳以上 60.0%（20歯以上）
1人平均う歯（むし歯）の減少★	0.78本	1本以下
歯周病があると歯科医にいわれたことがある人の減少※	26.3%	20%
う歯のない幼児の増加★※	76.6%	80%
1日2回以上歯を磨く人の増加★	83%	85%
歯科検診を受ける人の増加★	14%	40%

★第1期計画で設定した目標

※国が基本的方針の中で示している目標に準拠

○町民が取り組むこと

- ・ 生活における歯の重要性を認識する
- ・ 2回以上の歯磨きなどの日常的なセルフケアに取り組む
- ・ 定期的に歯科医を受診する

○富士河口湖町が取り組むこと

- ・ 乳幼児健診や介護予防教室等において歯や口腔の健康の重要性を周知する
- ・ 無料フッ化物塗布受診券及び歯周疾患検診受診票の交付により歯の健康の維持と歯科検診の定着を図る

○関係機関が取り組むこと

- ・ 定期的な歯科検診の重要性の周知と検診の実施（歯科医等）
- ・ 学校等における歯科検診の実施
- ・ 保育所や小学校におけるむし歯予防教室の開催

健康づくりのキャッチコピー 優秀賞

健康な歯でおいしく食べよういつまでも



3 地域に根付いた健康づくり

○なぜ取り組むのか

健康づくりでは、一人ひとりが健康の基本的要素となる日々の生活習慣を改善していくことがとても重要です。しかし、生活習慣をはじめとする個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けます。

そのため、社会全体として個人の健康を支え、守るような環境づくりが重要となります。条例の基本理念にうたわれているように、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、町民、町、関係団体等が相互に連携、協力を図ることが大切です。

地域の絆を大切にし、地域に根付いた健康づくり活動を実践することで、健康に対してあまり関心のない人も含めて、相互に支え合いながら健康を守るための環境づくりが可能となり、条例の目指している健康のまちづくりを実現できます。

○富士河口湖町の現状

住民アンケートによると、多くの方は自分の健康のために食事に気をつけたり、睡眠を十分に取るなど、何らかの行動をしていますが、何もしていない人も6.3%に上ります。その理由として、時間的ゆとりや経済的ゆとり、必要性を感じない等があげられていました。

また、がん検診や健康診断の受診率や身体活動・運動でみられたように、意義や必要性は理解しているが、実際の行動に結びついていない人の割合が少なくありません。

一方、趣味や無尽などを一緒に楽しむ仲間とは、61.9%の方が月に1回以上集まっており、年複数回集まる人を含めると82.7%に上ります。

○取り組みの考え方

町民は、自らの健康はまず自ら守るという考え方のもとで主体的に健康づくりに取り組みます。それと同時に、地域と関わりを持ち、地域において相互に支え合いながら健康づくりに取り組んでいくため、地域に根付いた健康づくり活動を進めます。

町では、すでに地域で活動していたり、健康づくりについて高い意識を持っている方を中心に、地域における健康づくりの活動への支援を行っていきます。具体的には、まず栄養・食生活、身体活動・運動といった分野や、すくすくのびのび期（0歳～6歳）における生活習慣の基礎づくり、いきいき充実期（65歳以上）における介護予防といったライフステージごとに、講座の実施や日常的な活動の発表の場の提供等を通じて、地域における活動の中核となる人材

の育成に努め、自主グループ等の活動支援を図ります。さらに、それぞれの活動状況に関する情報を集約し、自主グループ相互の連携を進め、分野やライフステージを超えた健康づくりのための総合的な地域活動の展開を目指します。

○目標

項目	現 状	目 標
地域で健康に関する学習や活動を進める自主グループの増加	4 グループ	10 グループ

○町民が取り組むこと

- ・ 地域における活動と関わりを持つ
- ・ 地域における健康づくり活動を実践する
- ・ 町民一人ひとりの健康を支え、守るような環境づくりに努める

○富士河口湖町が取り組むこと

- ・ 地域における健康づくり活動の中核となる人材を育成するため、分野ごと、ライフステージごとに講座を実施したり、活動の発表の場を提供する
- ・ 人材育成等を通じて、自主グループの活動支援を図る
- ・ 地域で活動している自主グループ相互の連携を促し、分野やライフステージを超えた活動を支援する

○関係機関が取り組むこと

- ・ 地域で活動している様々なサークル・団体に対して、それぞれの機関で可能な支援を行う

健康づくりのキャッチコピー 優秀賞

心がけ 健康づくりを 習慣に

資料1 アンケートの実施状況

(1) 調査の目的

町民の健康状態、健康増進に対する考え方などについてアンケートを行い、現在の富士河口湖町における健康等に関する課題を明らかにし、「第2期健康のまちづくり計画」の策定の基礎資料とする。

(2) 調査の内容

設問分野	設問数	調査内容
回答者の属性	5~7	<共通項目> 性別、年齢／学年、地区、家族構成／同居者 <個別項目> 身長体重(成人、小中学生等) 適正体重(成人) 回答者、保護者の職業(乳幼児保護者)
成人	35	健康状態、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・心の健康、喫煙、飲酒、歯の健康、医療・健診、健康のまちづくり実現に向けた取り組み 等
小中学生等	39	健康状態、運動・睡眠、食事、歯磨き、喫煙・飲酒、生活習慣等
乳幼児保護者	29	子育て全般、運動、睡眠、食事、歯磨き、喫煙、福祉・医療サービス等

(3) 調査の仕様

仕様項目	仕様
調査対象者	① 富士河口湖町在住の乳幼児(0~3歳未満) 富士河口湖町内在住の未成年者(16歳~19歳) 富士河口湖町在住の成人(20歳以上) ② 富士河口湖町の保育所の幼児(3~6歳未満) 富士河口湖町内の小学生(2年、4年、6年) 富士河口湖町内の中学生
調査方法	① 郵送による配布・回収 ② 保育所/学校に調査票の配布・回収を依頼
調査期間	① 平成24年7月17日から7月31日 ② 平成24年7月13日から7月18日

(4) 回収結果

区分	送付数	回収数	回収率
成人	2,000	731	36.5%
小中学生等	1,774	1,595	89.9%
・うち高校生等	(150)	(39)	(26.0%)
・うち中学生	(903)	(863)	(95.6%)
・うち小学生	(721)	(693)	(96.1%)
乳幼児保護者	822	588	71.5%
・うち保育所	(300)	(159)	(53.0%)
・うち3歳未満	(522)	(429)	(82.2%)

資料2 健康のまちづくり条例

○富士河口湖町健康のまちづくり条例

平成17年3月7日
条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、すべての町民が健やかで心豊かに生活でき、元気あふれる富士河口湖町とするための基本理念を定め、町民が主体的に参画する健康のまちづくり施策等を総合的、かつ、体系的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 健康のまちづくりは、町民一人ひとりが健康の意義について深く認識しつつ、主体的に健康づくりに取り組み、町民、町、関係団体等が相互に連携、協力を図りながら、快適で充実した暮らしができるよう施策や運動に取り組むことを基本とする。また、町はすべての政策において健康を中心とした政策の意識と施設整備を図り、すべての町民は、一人ひとりが誇りと生きがいを持って生きていることを相互に尊重する地域づくりに不断に努めるものとする。

(町民の努力及び役割)

第3条 町民は、基本理念に基づき、一人ひとりが自ら理想とする健康像を描き、環境と能力に応じた目標を定め、生涯を通じて主体的に健康づくりに努めるものとする。

2 町民は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、すべての町民がより健康となるよう、自ら健康づくりに関する取り組みに積極的に参画することはもとより、さらに進んで自ら可能な範囲においてボランティア活動等に積極的に参画するなど、健康のまちづくりに関する取り組みを推進する役割を担うものとする。

3 町民は、計画等の策定、修正、更新等について、自ら積極的に意見を出すなど、健康のまちづくりに参画するよう努めるものとする。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念の実現に向けて、町民一人ひとりの健康に関する意識を啓発し、町民を主体的な基本としつつ、保健医療機関、企業、教育関係機関、ボランティア団体等の町民の健康に関わる団体等(以下「関係団体等」という。)との緊密な連携を図り、健康のまちづくり施策を総合的に推進し支援しなければならない。

2 町は、パブリックコメント等による町民の意見を尊重するとともに、町民が意見を出しやすい環境づくりに努めなければならない。

(関係団体等の役割)

第5条 町内に所在する関係団体等は、基本理念を尊重し、それぞれの特性を生かしつつ、町民や町と緊密な連携を保ち、健康のまちづくりに主体的に取り組むものとする。

(基本計画)

第6条 町長は、基本理念に基づき、本町における町民の健康づくりを推進するため、目標、重点的な取り組み、評価等からなる富士河口湖町健康のまちづくり基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

(実施計画)

第7条 町長は、前条に規定する基本計画に基づき、具体的な施策等を定めた富士河口湖町健康のまちづくり実施計画(以下「実施計画」という。)を策定するものとする。

(関連施策)

第8条 町長は、健康のまちづくりを地域振興の中核的な課題と位置付け、環境、農業、林業、商工業、観光、文化、教育、福祉等の各般の施策を基本理念に沿って不断に見直し、再構築し、元気あふれる富士河口湖町づくりに取り組まなければならない。

(委員会の設置)

第9条 健康のまちづくりに関する重要事項を調査及び審議するため、富士河口湖町健康のまちづくり審議委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第10条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第6条に規定する基本計画に関し、町長の諮問に基づき、調査及び審議を行い、その結果を町長に答申する。
- (2) 第7条に規定する実施計画の策定及び第8条に規定する関連施策の実施に関し、調査及び審議を行い、その結果を町長に提言する。

(答申等の尊重義務)

第11条 町長は、前条の答申又は提言を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第12条 委員会は、委員20人で組織する。ただし、女性委員を8人以上とする。

(委員)

第13条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 医療、保健、地域づくり、環境、福祉に関し優れた識見を有する者 10人
- (2) 公募による町民代表 10人

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第2号に規定する公募による町民代表は、本町に住所を有する20歳以上の者から選考し、その選考方法は町長が別に定める。

(委員長)

第14条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、前条第1項第1号に規定する者から選挙する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第15条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係人その他参考人の出席を求めて、その意見又は説明を受けることができる。

5 会議は、原則として公開する。

(専門部会)

第16条 専門の事項を調査するため、委員会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、健康増進課において処理する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

資料3 委員名簿

富士河口湖町健康のまちづくり審議委員会委員名簿

No.	氏名	備考
1	中村 義朗	委員長
2	倉沢 幸一	職務代理
3	梶原 努	
4	佐野 壽良	
5	古屋あさ子	
6	後藤 清美	
7	中村 威子	
8	梶原まさえ	
9	渡辺 亘	
10	佐々木利彦	
11	佐藤 信之	
12	中澤 和子	
13	渡邊千代美	
14	小川 清治	町議会（文教社会常任委員長）
15	古屋 欣子	食生活改善推進員会長
16	在原まさ子	勝山愛育会長
17	流石 尚	富士河口湖町自治会連合会長
18	渡辺善一郎	富士吉田医師会
19	白壁 正光	歯科医師会
20	河戸 誠司	健康科学大学



富士河口湖町

第2期健康のまちづくり計画

発行日 平成25年3月

発行者 富士河口湖町 健康増進課

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地

TEL : 0555-72-6037 FAX : 0555-72-6027

URL : <http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/>